

学校図書館における貸出記録の 管理状況に関する調査

- 学校図書館問題研究会・全国抽出アンケート調査の報告 -

A Study on the Management Situation of Circulation Records
in the School Library

: A Report of Nationwide Extraction Questionnaire Investigation

山口 真也
(yamaguchi@okiu.ac.jp)

1. 研究の目的

学校図書館問題研究会は、1988年に「のぞましい貸出方式が備えるべき五つの条件」（以下、貸出五条件）を発表し、学校図書館が採用することが望ましい貸出方式の1つの要素として、「5. 返却後、個人の記録が残らない」という指針（以下、貸出五条件の5）を提案している。

1990年に発表された貸出五条件の「逐条解説」によると、学校図書館が貸出記録を利用者から集める目的とは、「利用者(を)管理」するためではなく、「蔵書について常にその全てが把握、管理できる」ことにあり、「教育の名のもとに」、児童生徒の「プライバシーを侵害する」ことがあってはならないと考えられている。また、利用者が「無用な不安や危惧」を抱いたり、読書意欲をなくすことがないように、学校図書館もまた、貸出記録を「プライバシー」として保護しなければならないことも指摘されており、児童生徒が安心して本を読むことができるようにするためには、返却後も個人の貸出記録が残る方式ではなく、貸出記録を残さない方式が望ましいと考えられている。貸出記録の取り扱いについては、一般的には、その情報に第三者に知られたくない秘密の領域が含まれるとして、「プライバシー保護」、または「読書の自由の保障」という側面から考えられることが多いのだが、貸出五条件では、1980年代末から1990年代始めという早い時期に、「目的外利用の禁止」という、「個人情報保護の原則」についても考慮されており、非常に先進的な指針が提示されていることが分かるだろう。

しかし、こうした貸出五条件の理念が、全ての学校において実践されてきたかと言えば、決してそうとは言い切れない状況も確認できる。例えば、筆者が2004年3月から2006年3月にかけて、在住する沖縄県内の学校図書館を対象として実施した調査によると¹、ほぼ全

ての学校図書館において、貸出記録は返却後も一定期間保有され、多読賞の実施や卒業時の記念贈呈といった用途に活用されているし、小中学校では、個人別貸出冊数のクラス担任への定期的な報告や、通知表への貸出冊数の記載などを行う学校図書館も多い。つまり、沖縄県では、資料管理以外の用途で貸出記録が使われており、貸出五条件の5が提起するように、貸出記録の保有期間を返却時まで限定するという理念は多くの学校において実践されていないのである。

もちろん、こうした状況については、沖縄県の学校図書館だけの特殊な状況とみることもできる。しかし、貸出五条件の成立経緯を振り返ると、その成立に至る過程では様々な議論が交わされており、貸出五条件が成立する段階に至っても、条件の理念を守ることは、会員にとっての明確な義務とはならず、「努力目標」に止まってしまったという経緯も確認できる²。さらに言えば、近年では、貸出業務へのコンピュータの導入や司書教諭の配置義務化、読書推進法の成立をはじめとして、学校図書館を取り巻く環境が大きく変化してきており、そうした動きの中で、貸出記録を返却後も保有し、図書館サービスに活用しようという考えが再び現れてきていることも事実である³。こうした状況をふまえて考えれば、貸出五条件、特に「5. 返却後、個人の記録が残らない」という理念が学校図書館現場で正しく理解され、実践されているのか、もし実践されていないのであれば、なぜ実践されていないのか、といったことを検証する必要があると言えるのではないだろうか。

筆者は、以上の問題意識の下で、学校図書館問題研究会兵庫支部会員を中心として結成された「学図研貸出し方式研究グループ」の一員として、貸出五条件に記された「返却後、個人の記録が残らない」という理念の実践状況とその理念に対する学校図書館員の意識を把握することを目的としたアンケート調査の計画、実施に関わることとなった。本稿では、アンケート調査結果を参考に、貸出記録の管理方法、保有期間に対する学校図書館員の意識を明らかにするとともに⁴、貸出五条件の5にみる問題点、疑問点について考察するための基礎資料を作成してみたい。

2. 調査の方法と基本データ

2.1 調査の実施方法

今回のアンケート調査は、「学校図書館における貸出記録の取り扱いに関するアンケート調査」と題し、学校図書館問題研究会による全面協力の下で実施している。まず、アンケート調査の実施に至った経緯を説明してみよう。

上述のように、筆者は、学校図書館における貸出記録の管理方法と、貸出五条件の5にも記されている「貸出記録の返却時消去」というルールの実践状況を把握することを目的として、在住する沖縄県において、2004年3月から2006年4月にかけて、インタビュー調査

を実施してきた。その後、以前から交流のあった学校図書館問題研究会神奈川支部の高橋恵美子氏の紹介により、学校図書館問題研究会神奈川支部会員を中心とする学習会（神奈川県立高等学校司書情報交換会）に参加する機会を得ることとなり、2006年9月16日に、沖縄県でのインタビュー調査の結果を報告することとなった。そこで、沖縄県において貸出記録が資料管理以外の用途で用いられていることや貸出五条件の理念がほとんど実践されていないことを指摘したところ、参加者（高校図書館に勤務する学校司書が中心）からは驚きの声とともに、この問題については、「高校と小中学校は異なるのではないか」、「高校の司書だけでなく、小中学校も含めて広く議論すべき」といった意見が多く寄せられたことから、学校図書館問題研究会の全国委員および神奈川支部会員の協力を得て、翌年の2007年2月11日に開催された「学校図書館問題研究会第5回研究集会」にて、「学校図書館における個人情報・プライバシー保護 「のぞましい貸出方式が備えるべき五つの条件」の再検討」という題目の下で、改めて沖縄県での調査結果を報告するとともに、貸出五条件の5にみる問題点を指摘し、参加者と討議を行うこととした⁵。

その後、2007年3月初旬に、学校図書館問題研究会兵庫支部の鈴木啓子氏により、近畿地方を中心として、貸出五条件の5の理念がどの程度理解されているかをアンケート調査によって把握したいとの連絡を受け、実施方法を協議した結果、兵庫支部会員を中心として構成された「学校図書館問題研究会貸出し方式研究グループ」に筆者が参加する形をとり、アンケートの実施方法や内容の検討を電子メールにて36回に渡って行うこととした。アンケートの調査項目は資料1の通りである。なお、アンケート調査の実施にかかる費用（印刷、用紙、発送費）は、筆者が所属する沖縄国際大学の「平成18年度特別研究費」を一部充てることとした。

調査対象地域は、当初は近畿地方のみを予定していたが、鈴木氏の提案により、学校図書館問題研究会の全国委員と全国学校図書館協議会の委員に協力を呼びかけ、調査を希望する地域を加えることとした。小中学校については、大阪府と岡山県を中心に、学校図書館問題研究会の全国委員からの情報提供を得て、司書配置地域を選出し（尼崎市、豊中市、羽曳野市、箕面市、岡山市、倉敷市）、高校については、近畿地方の府県（大阪府、京都府、兵庫県、三重県、和歌山県）と岡山県の他に、協力申し出のあった神奈川県、埼玉県、長野県の高校図書館を加える形で選定することとした。調査対象校リストの作成においては、各地域の公立学校から普通科が設置されている学校を抽出し、その後、調査協力の申し出のあった私立学校と養護学校もここに加えることとした。

調査協力地域へのアンケート用紙の発送は、各地域の調査協力者の依頼に応じて、2007年4月中旬から開始し、5月中旬まで断続的に行い、2007年6月15日を締め切りとして⁶、6月30日到着分までを対象として集計を行った。発送総数は1241、最終回答期限（6月30日）

までの回答数は648であり、回収率は52.2%となった。

2.2 回答者の基本データ

次に、回答者の基本データを確認してみよう。アンケート調査では、回答者のプロフィールとして、勤務する学校の種類（小中高ほか）、職種（学校司書＝学校図書館事務職員、専任司書教諭）、資格・免許取得状況、学校図書館での勤務経過年数、学校図書館問題研究会の所属状況、所属地域等を確認している。

調査結果を簡単にまとめると、まず地域別の回収率については、小中学校では岡山県が高く、高校については、三重県、和歌山県の回収率が6割を超えていることが分かる（表1、図1）。回答した学校の種類は、小学校が133校、中学校が53校、高校が444校、その他が18校となっている。なお、「その他」の校種については、養護学校、併設校、さらに中等教育学校を含めているが、回答数が少ないため、地域別にまとめると、回答校が特定される可能性があるため、ここではまとめて集計している。内訳は中等教育学校1、併設校15、養護学校2である。

回答者の職種については、学校司書（学校図書館事務職員）が96.

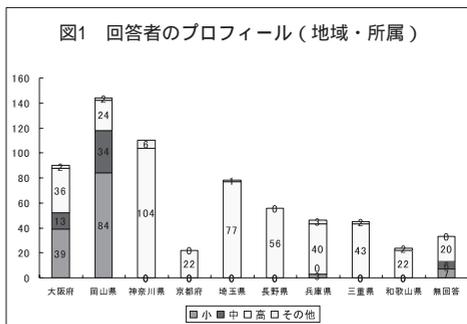
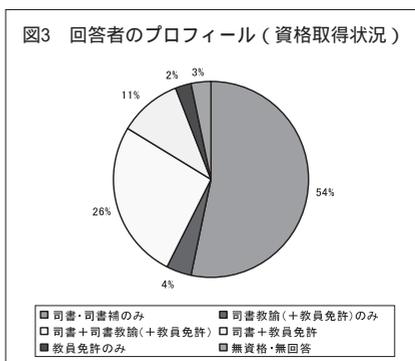
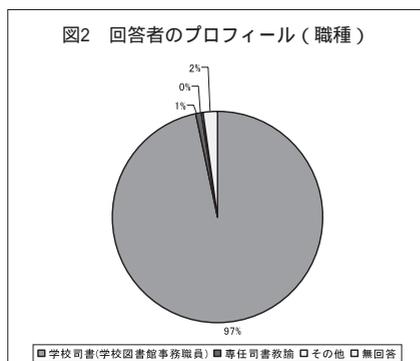


表1 回答者の所属地域（学校別）⁷

N=648

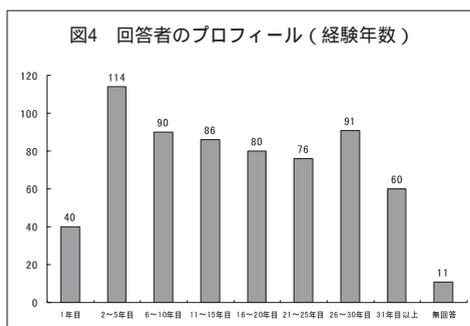
地域	回答数	発送数	回収率	小	%	中	%	高	%	その他	%
大阪府	90	271	33.2	39	29.3	13	24.5	36	8.1	2	11.1
岡山県	144	283	50.9	84	63.2	34	64.2	24	5.4	2	11.1
神奈川県	110	194	56.7	0	0.0	0	0.0	104	23.4	6	33.3
京都府	22	58	37.9	0	0.0	0	0.0	22	5.0	0	0.0
埼玉県	78	157	49.7	0	0.0	0	0.0	77	17.3	1	5.6
長野県	56	94	59.6	0	0.0	0	0.0	56	12.6	0	0.0
兵庫県	46	80	57.5	3	2.3	0	0.0	40	9.0	3	16.7
三重県	45	65	69.2	0	0.0	0	0.0	43	9.7	2	11.1
和歌山県	24	39	61.5	0	0.0	0	0.0	22	5.0	2	11.1
無回答	33	0	-	7	5.3	6	11.3	20	4.5	0	0.0
合計	648	1241	52.2	133	100.0	53	100.0	444	100.0	18	100.0

8%と大半を占めており、司書教諭はわずか5人、0.8%に止まっている(表2、図2)。今回のアンケート調査は、学校司書と呼ばれる学校図書館専任職員(多くは事務職員という身分で雇用される)、または教科やクラス担任を兼務していない専任司書教諭を対象として実施したが、依然として学校図書館への専任司書教諭の配置は進んでいないことがみえてくるだろう。なお、本研究では、これら学校図書館の職務を主に担当する職員を「学校図書館員」と呼ぶこととする。



次に、資格・免許取得状況についてみると(図3、表3-1)、「司書資格」を所持する人物が565人、全体の90.1%とかなり高い比率を示していることが分かる。取得資格の組み合わせを見ると(表3-2)、「司書・司書補資格のみ」という人物が53.2%と過半数となっているものの、教員免許や司書教諭資格を併せ持つ人物も239名(36.9%)含まれており、採用上の職種は事務職員であるものの、教員としての資質を備えた人物も少なくないことが分かる。一方、司書、司書補、または司書教諭といった図書館に関する資格を持たない人物(教員免許のみの者、または無回答者)は、37名、全体の5.7%と低く、本アンケートの回答者の大半は、程度の差はあるものの、図書館学を学んだ経験を持つ人物であると考えて良いだろう。

図書館における勤務経験年数をまとめたものが、右の図4と表4-1で



あるが、「2年目～5年目」という回答が他のグループよりもやや高く、他はほぼ同じくらいの比率という結果となっている。無回答を除いて平均経験年数を集計すると15.8年となり、貸出五条件が成立した後に学校図書館員となった人物が多いことも分かる。なお、今回のアンケートでは、雇用身分については確認していないため、はっきりしたことは断言できないものの、「1年目」と「2年目～5年目」を合わせると154人、全体の23.8%に上ることとなり、各地の行財政改革や司書教諭配置義務化を背景として進行していると言われている学校図書館員の非正規職員化の一端がうかがえるとも言えるだろう。

上述のように、本アンケート調査は、学校図書館問題研究会の全面的な協力の下で実施したものであったが、学校図書館問題研究会の会員ではない学校図書館員の意識を知ることにも目的としていた。よって、アンケート用紙は、入会状況を問わず、協力地域全体に配布しているのだが、入会状況をまとめた図5、表5によると、入会者は139人、全体の21.5%となっていることが分かる。「以前は会員だったが、現在は非会員」という人物（18人）を含めてもその比率は全体の4分の1（24%）程度であり、アンケートの目的通り、学校図書館問題研究会の活動に関わっていない人物の意見も数多く収集することができたことが分かる。なお、学校図書館問題研究会の会員数は現在、約660名であり（2007年度調べ）、会員の内、21.0%が本アンケートに協力したことになる。

最後に、回答者が勤務する学校図書館が採用している貸出方式についてみると（図6、表6）、「コンピュータ式」を採用する学校が約6割弱（381人、58.8%）、「カード式」を採用する学校が約3割強（234人、36.1%）となっており、学校図書館においても、その貸出方式の主流がコンピュータ式に移ってきていることが分かる。カード式からコンピュータ式へ

移行中の学校も存在しており（25校、3.9%）、学校図書館にもまたコンピュータ化の波が押し寄せていることが明らかとなるだろう。

図5 回答者のプロフィール（学図研入会状況）

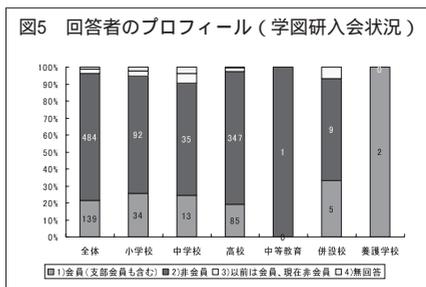


図6 回答者のプロフィール（貸出方式）

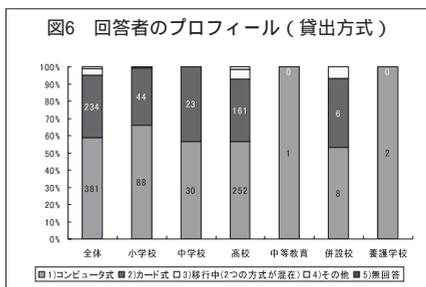


表2 職種 N=648

回答	回答数	%
学校司書 (学校図書館事務職員)	627	96.8
専任司書教諭	5	0.8
その他 ⁸	1	0.2
無回答	15	2.3
合計	648	100.0

表3-1 資格取得状況 N=648

回答	回答数(延べ)	%
図書館司書資格	565	90.1
司書教諭資格	196	31.3
図書館司書補資格	32	5.1
教員免許(小)	40	6.4
教員免許(中)	194	30.9
教員免許(高)	183	29.2
教員免許(養護)	2	0.3
無回答(無資格?)	21	3.3

表4-1 学校図書館経験年数 N=648

回答	回答数	%
1年目	40	6.2
2～5年目	114	17.6
6～10年目	90	13.9
11～15年目	86	13.3
16～20年目	80	12.3
21～25年目	76	11.7
26～30年目	91	14.0
31年目以上	60	9.3
無回答	11	1.7
合計	648	100.0

表3-2 取得資格・免許の組み合わせ N=648

回答	回答数	%
司書・司書補のみ	345	53.2
司書教諭(+教員免許)のみ	27	4.2
司書+司書教諭(+教員免許)	169	26.1
司書+教員免許	70	10.8
教員免許のみ	16	2.5
無資格・無回答	21	3.2
合計	648	100.0

表4-2 学校図書館以外の勤務経験の有無と勤務経験年数 N=648

回答	公共図書館	%	大学図書館	%	その他の図書館	%
1～5年	49	7.6	20	3.1	25	3.9
6～10年	16	2.5	5	0.8	1	0.2
11～15年	12	1.9	0	0.0	0	0.0
16～20年	4	0.6	0	0.0	1	0.2
21～25年	2	0.3	0	0.0	1	0.2
26～30年	3	0.5	0	0.0	0	0.0
31年以上	0	0.0	0	0.0	0	0.0
無回答	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	86	13.3	25	3.9	28	4.3

表5 学校図書館問題研究会入会状況 N=648

回答	全体	回答率	小	%	中	%	高	%	中等	%	併設	%	養護	%
1)会員 ⁹	139	21.5	34	25.6	13	24.5	85	19.1	0	0.0	5	33.3	2	100.0
2)非会員	484	74.7	92	69.2	35	66.0	347	78.2	1	100.0	9	60.0	0	0.0
3)以前は会員	18	2.8	4	3.0	3	5.7	10	2.3	0	0.0	1	6.7	0	0.0
4)無回答	7	1.1	3	2.3	2	3.8	2	0.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	648	100.0	133	100.0	53	100.0	444	100.0	1	100.0	15	100.0	2	100.0

表6 勤務学校の貸出方式 N=648

回答	全体	回答率	小	%	中	%	高	%	中等	%	併設	%	養護	%
1)コンピュータ式	381	58.8	88	66.2	30	56.6	252	56.8	1	100.0	8	53.3	2	100.0
2)カード式	234	36.1	44	33.1	23	43.4	161	36.3	0	0.0	6	40.0	0	0.0
3)移行中 (2つの方式が混在)	25	3.9	0	0.0	0	0.0	24	5.4	0	0.0	1	6.7	0	0.0
4)その他	7	1.1	0	0.0	0	0.0	7	1.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0
5)無回答	1	0.2	1	0.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	648	100.0	133	100.0	53	100.0	444	100.0	1	100.0	15	100.0	2	100.0

3. 貸出記録の保有期間とその用途

3.1 貸出五条件の5の認知度

上述のように、学校図書館問題研究会が作成した貸出五条件には、その条項の1つとして、「5. 返却後、個人の記録が残らない」貸出方式が望ましいと定められている。まずこの条項に対する学校図書館員の認知度について確認してみよう。

図7と表7は、貸出五条件の5、「返却後、個人の記録が残らない」という条項の認知度について、回答を集計したものである。まず全体の結果をみると、「知っていた」という回答は全体の43.8%に達していることが分かる。「知らなかった」とする回答も過半数に達しているものの、回答者に占める学校図書館問題研究会の会員の比率が2割強であったことを考えれば、その認知度は予想以上に高いと評価してよいだろう。

次に、この結果を学校別に集計してみると、小中学校のグループが約6割から7割と高い値を示したのに対して、高校では36.7%と低い値となっていることが分かる。学校図書館問題研究会の会員構成では、高校司書の比重が大きいと言われていることを考えれば、小中学校のグループの方が相対的に高い比率を示したことは意外な結果であるが、これは高校での調査対象が複数地域に渡っており、非会員の比率が小中学校よりもやや高いことが影響していると考えてよいだろう。

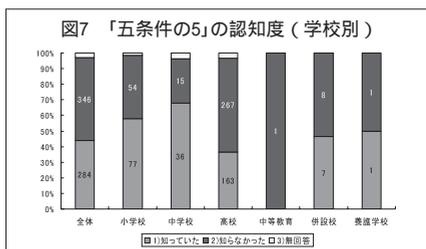
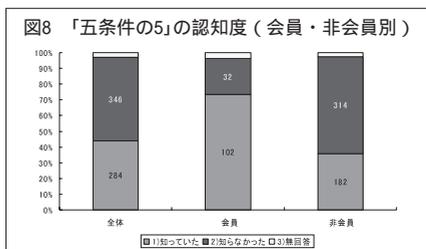


表7 貸出五条件の5の認知度（学校別）

N=648

回答	全体	%	小	%	中	%	高	%	中等	%	併設	%	養護	%
1) 知っていた	284	43.8	77	57.9	36	67.9	163	36.7	0.0	7	46.7	1	50.0	
2) 知らなかった	346	53.4	54	40.6	15	28.3	267	60.1	1	100.0	8	53.3	1	50.0
3) 無回答	18	2.8	2	1.5	2	3.8	14	3.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
合計	648	100.0	133	100.0	53	100.0	444	100.0	1	100.0	15	100.0	2	100.0

この結果を学校図書館問題研究会入会状況別に集計したものが、図8と表8であるが、会員の認知度は73.4%、非会員の認知度はその約半分の35.8%という結果となった。非会員よりも会員の方が、認知度が高い値を示したことは当然であるが、会員であっても、23.0%が「知らな



かった」と回答していることには注意が必要であろう。

表8 貸出五条件の5の認知度 (入会状況別)

N=648

回答	全体	%	会員	%	非会員	%
1)知っていた	284	43.8	102	73.4	182	35.8
2)知らなかった	346	53.4	32	23.0	314	61.7
3)無回答	18	2.8	5	3.6	13	2.6
合計	648	100.0	139	100.0	509	100.0

この結果を、さらに勤務経験とクロスしたものが図9 1、9 2、表9 1、9 2となるが、貸出五条件に対する認知度は、勤務経験年数が短い会員の方がより低く、反対に、勤務経験年数が長くなるにつれて認知度が高まっていく傾向も確認することができる。それに対して、非会員のグループでは、経験年数と認知度の間には強い相関性はなく、ほぼ全てのグループにおいて30%から40%で推移している。会員のグループにおいて、92.9%と最も高い認知度を示した経験21年目～25年目の人物や75.0%の認知度を示した26年目～30年目の人物は、貸出五条件が制定された当時、その議論に関わっていた可能性が高い。同じ学校図書館問題研究会の会員であっても、当時の議論を知る年代と、そうではない年代との間にギャップが生じ始めていることも読み取ることができるだろう。

図9-1 「五条件の5」の認知度(会員・経験年数別)

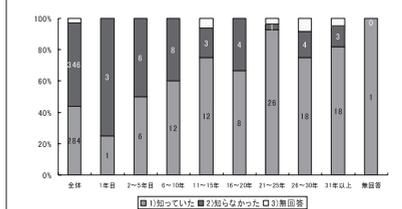


図9-2 「五条件の5」の認知度(非会員・経験年数別)

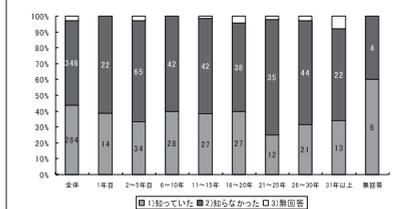


表9-1 貸出五条件の5の認知度 (会員・経験年数別)

N=648

回答	全体	%	1年目	%	2～5	%	6～10	%	11～15	%
1)知っていた	284	43.8	1	25.0	6	50.0	12	60.0	12	75.0
2)知らなかった	346	53.4	3	75.0	6	50.0	8	40.0	3	18.8
3)無回答	18	2.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	6.3
合計	648	100.0	4	100.0	12	100.0	20	100.0	16	100.0
回答	16～20	%	21～25	%	26～30	%	31～	%	無回答	%
1)知っていた	8	66.7	26	92.9	18	75.0	18	81.8	1	100.0
2)知らなかった	4	33.3	1	3.6	4	16.7	3	13.6	0	0.0
3)無回答	0	0.0	1	3.6	2	8.3	1	4.5	0	0.0
合計	12	100.0	28	100.0	24	100.0	22	100.0	1	100.0

表9-2 5条件の5の認知度 (非会員・経験年数別)

N=648

回答	全体	%	1年目	%	2～5	%	6～10	%	11～15	%
1)知っていた	284	43.8	14	38.9	34	33.3	28	40.0	27	38.6
2)知らなかった	346	53.4	22	61.1	65	63.7	42	60.0	42	60.0
3)無回答	18	2.8	0	0.0	3	2.9	0	0.0	1	1.4
合計	648	100.0	36	100.0	102	100.0	70	100.0	70	100.0
回答	16～20	%	21～25	%	26～30	%	31～	%	無回答	%
1)知っていた	27	39.7	12	25.0	21	31.3	13	34.2	6	60.0
2)知らなかった	38	55.9	35	72.9	44	65.7	22	57.9	4	40.0
3)無回答	3	4.4	1	2.1	2	3.0	3	7.9	0	0.0
合計	68	100.0	48	100.0	67	100.0	38	100.0	10	100.0

最後に、以上の調査結果を資格取状況別にみってみると(図10、表10)、司書資格と教員免許を所持している人物の認知度が最も高く(54.3%)、次いで、司書資格と司書教諭資格を所持している人物(47.9%)、司書・司書補のみ所持している人物(41.2%)、司書教諭資格(と教員免許)のみ所持している人物(40.7%)、という順に続いていることが明らかとなる。一方、教員免許しか持たずに学校図書館に配置されている人物の認知度は25.0%と、他のグループと比較してかなり低くなっており、「知っている」と回答した人物はわずか4名に止まっている。司書、司書教諭資格を問わず、学校図書館学について学んだ人物の認知度が全てのグループにおいて40%台を越えていることを考えれば、学校図書館について学んだ経験と貸出五条件の認知度の間には一定の相関性があるとみてよいだろう。

図10 「五条件の5」の認知度(資格取得状況別)

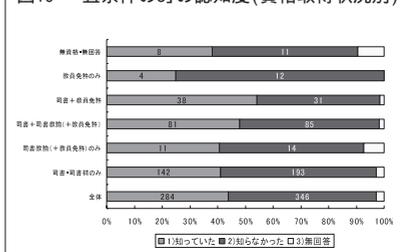


表10 5条件の5の認知度 (資格取得状況別)

N=648

回答	全体	%	司書・司書補のみ	%	司書教諭(+教免)のみ	%	司書+司書教諭(+教免)	%
1)知っていた	284	43.8	142	41.2	11	40.7	81	47.9
2)知らなかった	346	53.4	193	55.9	14	51.9	85	50.3
3)無回答	18	2.8	10	2.9	2	7.4	3	1.8
合計	648	100.0	345	100.0	27	100.0	169	100.0
回答	司書+教免	%	教員免許のみ	%	無資格・無回答	%		
1) 知っていた	38	54.3	4	25.0	8	38.1		
2)知らなかった	31	44.3	12	75.0	11	52.4		
3)無回答	1	1.4	0	0.0	2	9.5		
合計	70	100.0	16	100.0	21	100.0		

3.2 貸出五条件の5（返却後、個人の記録が残らない）の実践状況

以上のように、貸出五条件の認知度は、アンケート回答者の5割弱であり、過半数はそうしたガイドラインが存在することを知らないと回答している。ただし、こうした認知度がそのまま、「返却後、個人の記録が残らない」という理念の実践に影響しているかと言えば、決してそうとは言いきれない。実は、貸出五条件の5の認知度について確認した質問項目では、「知らなかった」と回答しつつも、「当然のことだと思っていた」という付記も3名から寄せられている。公共図書館を主な対象としたカリキュラムである図書館司書資格課程では、貸出記録を返却時に消去することは多くの場面で学習することであり、貸出五条件（の5）そのものへの認知度はそれほど高くはないものの、司書有資格者が多く配置されている学校図書館においては、当然のこととして実行している可能性もあると考えられるのである。アンケート回答者が勤務する学校図書館では、貸出五条件の「5. 返却後、個人の記録が残らない」という理念はどの程度実践されているのだろうか。

まず全体の結果をみると（図11、表11）、「貸出記録を返却時に完全に消去している（残していない）」と考えている人物は全体の45.2%という結果となった。その一方で、過半数（52.6%、「無回答」

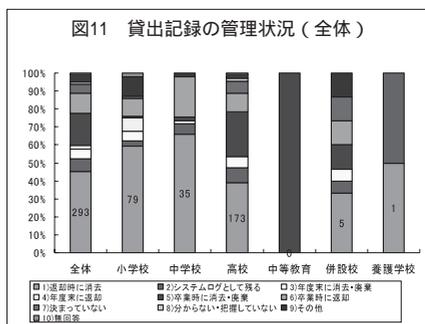


表11 貸出記録の管理・保有状況（学校別）

N=648

回答	全体	%	小	%	中	%	高	%	中等	%	併設	%	養護	%
1) 返却時に消去	293	45.2	79	59.4	35	66.0	173	39.0	0	0.0	5	33.3	1	50.0
2) システムログとして残る	46	7.1	4	3.0	3	5.7	37	8.3	0	0.0	1	6.7	1	50.0
3) 年度末に消去・廃棄	35	5.4	7	5.3	0	0.0	27	6.1	0	0.0	1	6.7	0	0.0
4) 年度末に返却	12	1.9	10	7.5	1	1.9	1	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0
5) 卒業時に消去・廃棄	116	17.9	1	0.8	1	1.9	111	25.0	1	100.0	2	13.3	0	0.0
6) 卒業時に返却	73	11.3	13	9.8	12	22.6	46	10.4	0	0.0	2	13.3	0	0.0
7) 決まっていない	33	5.1	2	1.5	0	0.0	29	6.5	0	0.0	2	13.3	0	0.0
8) 分からない・把握していない	8	1.2	0	0.0	0	0.0	8	1.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0
9) その他	26	4.0	14	10.5	1	1.9	9	2.0	0	0.0	2	13.3	0	0.0
10) 無回答	6	0.9	3	2.3	0	0.0	3	0.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	648	100.0	133	100.0	53	100.0	444	100.0	1	100.0	15	100.0	2	100.0

「分からない・把握していない」を除いて集計) は何らかの形で、貸出記録を返却後も保有しており、保有期間としては、「利用者が卒業するまで」という回答が最も高い比率(29.2%)になっていることが分かる。

次にこの結果を、学校別にみると、「返却時に完全に消去している(残していない)」という回答は、中学校で66.0%最も高く、小学校でも59.4%と6割に近い値となっている。ただし、高校については、「消去している」という回答が39.0%と過半数を大きく下っており、小中学校と比較して、かなり低い値となっていることが明らかとなる。この結果については、小中学校において、「返却後、個人の記録が残らない」という理念の実践が進んでいるともみることができ、高校では調査範囲が8府県にまたがっているのに対して、小中学校では、調査範囲が岡山県と大阪府に限定されており、両地域ともに、先進的な学校図書館活動が営まれている地域として知られていることが影響しているとも考えられるだろう。

この結果を貸出方式別にクロスしたものが、図12-1、12-2、表12-1、12-2である。結果から分かるように、相対的にみて、小中学校のグループではコンピュータ式において、

「返却時に完全に消去」という回答が増加し、カード式では反対に「返却後も保有している」という回答が増加する傾向を確認できる。その一方で、高校の結果は、小中学校とは異なり、コンピュータ式では貸出記録を残しつつも、カード式では記録を残していない、という状況になっている。このことは、小中学校での「貸出記録の返却時消去」という実践がカード式からコンピュータ式への移行をきっかけに進められたことに対して、高校での取り組みがカード式の学校図書館を中心に進められたことが明らかとなる。学校図書館におけるコンピュータ式の導入が、比較的最近のことであると考えるならば、小中学校と比べて、高校での取り組みは停滞しており、徐々に問題意識が薄れつつあることもまた見えてくるだろう。

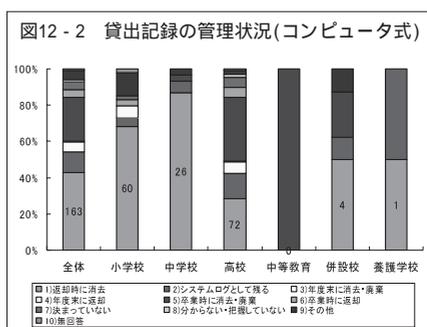
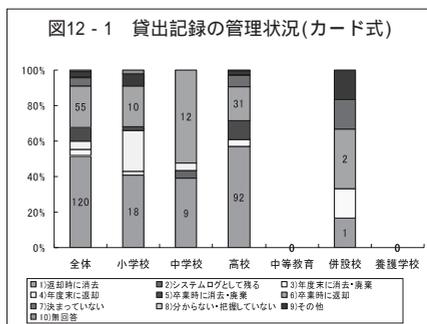


表12-1 貸出記録の管理・保有状況（貸出方式別・カード式）

N=234

回答	全体	%	小	%	中	%	高	%	中等	%	併設	%	養護	%
1)返却時に消去	120	51.3	18	40.9	9	39.1	92	57.1	0	-	1	16.7	0	-
2)システムログとして残る	1	0.4	0	0.0	1	4.3	0	0.0	0	-	0	0.0	0	-
3)年度末に消去・廃棄	8	3.4	1	2.3	0	0.0	6	3.7	0	-	1	16.7	0	-
4)年度末に返却	11	4.7	10	22.7	1	4.3	0	0.0	0	-	0	0.0	0	-
5)卒業時に消去・廃棄	18	7.7	1	2.3	0	0.0	17	10.6	0	-	0	0.0	0	-
6)卒業時に返却	55	23.5	10	22.7	12	52.2	31	19.3	0	-	2	33.3	0	-
7)決まっていない	11	4.7	0	0.0	0	0.0	10	6.2	0	-	1	16.7	0	-
8)分からない・把握していない	1	0.4	0	0.0	0	0.0	1	0.6	0	-	0	0.0	0	-
9)その他	7	3.0	3	6.8	0	0.0	3	1.9	0	-	1	16.7	0	-
10)無回答	2	0.9	1	2.3	0	0.0	1	0.6	0	-	0	0.0	0	-
合計	234	100.0	44	100.0	23	100.0	161	100.0	0	-	6	100.0	0	-

表12-2 貸出記録の管理・保有状況（貸出方式別・コンピュータ式）

N=381

回答	全体	%	小	%	中	%	高	%	中等	%	併設	%	養護	%
1)返却時に消去	163	42.8	60	68.2	26	86.7	72	28.6	0	0.0	4	50.0	1	50.0
2)システムログとして残る	43	11.3	4	4.5	2	6.7	35	13.9	0	0.0	1	12.5	1	50.0
3)年度末に消去・廃棄	22	5.8	6	6.8	0	0.0	16	6.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
4)年度末に返却	1	0.3	0	0.0	0	0.0	1	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0
5)卒業時に消去・廃棄	92	24.1	0	0.0	1	3.3	88	34.9	1	100.0	2	25.0	0	0.0
6)卒業時に返却	17	4.5	3	3.4	0	0.0	14	5.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0
7)決まっていない	16	4.2	2	2.3	0	0.0	14	5.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0
8)分からない・把握していない	5	1.3	0	0.0	0	0.0	5	2.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
9)その他	18	4.7	11	12.5	1	3.3	5	2.0	0	0.0	1	12.5	0	0.0
10)無回答	4	1.0	2	2.3	0	0.0	2	0.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	381	100.0	88	100.0	30	100.0	252	100.0	1	100.0	8	100.0	2	100.0

以上の結果を、学校図書館問題研究会の入会状況別にみたものが、図13と表13である。右の図から分かるように、「貸出記録を返却時に完全に消去している（残していない）」と回答した比率は、会員校、非会員校ともにそれほど大きな変化はない。合計でみれば、むしろ非会員校の方が、「残していない」という回答が多く、会員校だからといって、その比率が高まるというわけではないことが明らかとなる。ただし、「1人職場」であり、人事異動が多い学校図書館では、自らの意思に反して、前任者のやり方を引き継がざるを得ない状況も容易に想像できる¹⁰。調査時期（4月から6月）が年度初めであったことを考えれば、会員が現在の貸出方式を問題に感じていたとしても、すぐに変更することは難しいで

あろうし、反対に、貸出方式について特に問題意識を持たない人物が、貸出記録を残さない方式を採用している学校へ異動することもある。こうした点を考慮すれば、以上の結果をもって、学校図書館問題研究会の会員の方が、取り組みが鈍いとは言い切れないだろう。この点については、調査方法を再検討し、改めて調査する必要がある。

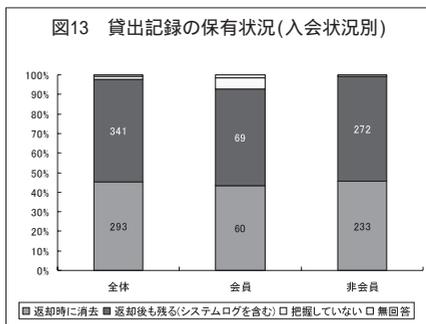


表13 貸出記録の保有状況(入会状況別)

N=139

保有状況	全体	%	会員	%	非会員	%
返却時に消去	293	45.2	60	43.2	233	45.8
返却後も残る(システムログを含む)	341	52.6	69	49.6	272	53.4
分からない・把握していない	8	1.23	8	5.8	0	0.0
無回答	6	0.93	2	1.4	4	0.8
合計	648	100	139	100.0	509	100.0

3.3 返却後の用途・保有目的

以上のように、調査対象とした学校図書館の内、52.6%は、返却後も貸出記録を一定期間、図書館内で保有している。学校図書館問題研究会が作成する貸出五条件の中では、貸出記録を学校図書館が管理する目的は「資料管理」に限定されるべきであり、その保有期間は「返却まで」と考えられているのだが、「返却後も保有している」と回答した学校図書館では、どのような理由、用途があって、貸出記録を保有し続けているのだろうか。

アンケート調査では、「貸出記録を返却後も保有している」と回答した学校図書館員と、保有期間を「把握していない」と回答した学校図書館員の内、貸出システムの都合により、仕方なく保有せざるをえない状況である(「システムログとしてどうしても残ってしまう」と回答した46名を除く、303名に対して、返却後の貸出記録の用途について質問を行っている。次に、その結果を確認してみよう。

3.3.1 全体的な傾向・学校別傾向

まず、全体の結果をみると(図14、表14)、最も多い回答は「統計処理」であり、返却後も貸出記録を「保有している」と回答した学校図書館員の内、53.1%がこの選択肢に付けていることが分かる。アンケート用紙では、「統計処理」の選択肢の後ろに、その

説明として、「個人の貸出記録を消去すると、学年別、クラス別など全体の貸出統計がとれなくなってしまう」という付記を加えているのだが、「統計処理」という回答がコンピュータ式の高校において特に比率が高まっていること(図15 1、表15 1、69.2%)をあわせて考えれば、システム設計上の不備から、貸出記録を残さなければならない状況が作り出されていることが見てくるだろう。

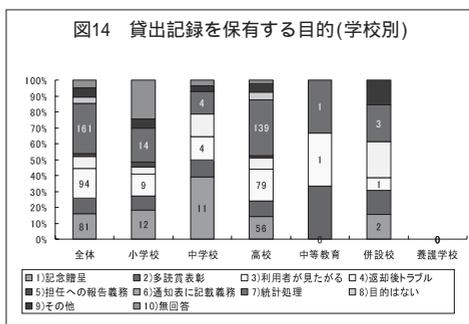


表14 返却後の貸出記録の用途(学校別)

N=303

回答	全体	%	小	%	中	%	高	%	中等	%	併設	%	養護	%
1)記念贈呈	81	26.7	12	25.5	11	73.3	56	24.2	0	0.0	2	22.2	0	-
2)多読賞	50	16.5	6	12.8	3	20.0	38	16.5	1	100.0	2	22.2	0	-
3)利用者が見たがる	94	31.0	9	19.1	4	26.7	79	34.2	1	100.0	1	11.1	0	-
4)返却トラブル	38	12.5	3	6.4	4	26.7	28	12.1	0	0.0	3	33.3	0	-
5)担任報告	7	2.3	2	4.3	0	0.0	5	2.2	0	0.0	0	0.0	0	-
6)通知表記載	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	-
7)統計処理	161	53.1	14	29.8	4	26.7	139	60.2	1	100.0	3	33.3	0	-
8)目的なし	20	6.6	0	0.0	0	0.0	20	8.7	0	0.0	0	0.0	0	-
9)その他	28	9.2	4	8.5	1	6.7	21	9.1	0	0.0	2	22.2	0	-
10)無回答	25	8.3	16	34.0	1	6.7	8	3.5	0	0.0	0	0.0	0	-
合計	504	166.3	66	140.4	28	186.7	394	170.6	3	300.0	13	144.4	0	-

表15-1 返却後の貸出記録の用途(貸出方式別・コンピュータ式)

N=281

回答	全体	%	小	%	中	%	高	%	中等	%	併設	%	養護	%
1)記念贈呈	25	14.6	2	9.1	1	50.0	22	15.4	0	0.0	0	0.0	0	-
2)多読賞	26	15.2	1	4.5	0	0.0	23	16.1	1	100.0	1	33.3	0	-
3)利用者が見たがる	58	33.9	1	4.5	1	50.0	55	38.5	1	100.0	0	0.0	0	-
4)返却トラブル	21	12.3	0	0.0	0	0.0	19	13.3	0	0.0	2	66.7	0	-
5)担任報告	5	2.9	1	4.5	0	0.0	4	2.8	0	0.0	0	0.0	0	-
6)通知表記載	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	-
7)統計処理	110	64.3	6	27.3	2	100.0	99	69.2	1	100.0	2	66.7	0	-
8)目的なし	12	7.0	0	0.0	0	0.0	12	8.4	0	0.0	0	0.0	0	-
9)その他	8	4.7	0	0.0	0	0.0	7	4.9	0	0.0	1	33.3	0	-
10)無回答	16	9.4	14	63.6	0	0.0	2	1.4	0	0.0	0	0.0	0	-
合計	281	-	25	-	4	-	243	-	3	-	6	-	0	-

表15-2 返却後の貸出記録の用途（貸出方式別・カード式）

N=185

回答	全体	%	小	%	中	%	高	%	中等	%	併設	%	養護	%
1)記念贈呈	53	47.7	10	40.0	10	76.9	31	45.6	0	-	2	40.0	0	-
2)多読賞	20	18.0	5	20.0	3	23.1	11	16.2	0	-	1	20.0	0	-
3)利用者が見たがる	30	27.0	8	32.0	3	23.1	18	26.5	0	-	1	20.0	0	-
4)返却トラブル	13	11.7	3	12.0	4	30.8	6	8.8	0	-	0	0.0	0	-
5)担任報告	1	0.9	1	4.0	0	0.0	0	0.0	0	-	0	0.0	0	-
6)通知表記載	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	-	0	0.0	0	-
7)統計処理	37	33.3	8	32.0	2	15.4	26	38.2	0	-	1	20.0	0	-
8)目的なし	6	5.4	0	0.0	0	0.0	6	8.8	0	-	0	0.0	0	-
9)その他	18	16.2	4	16.0	1	7.7	12	17.6	0	-	1	20.0	0	-
10)無回答	7	6.3	2	8.0	1	7.7	4	5.9	0	-	0	0.0	0	-
合計	185	-	41	-	24	-	114	-	0	-	6	-	0	-

図15-1 貸出記録を保有する目的(コンピュータ式)

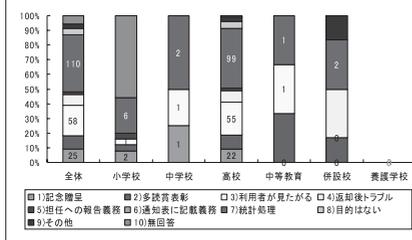
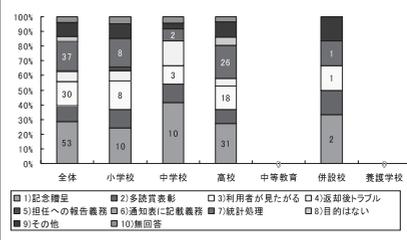


図15-2 貸出記録を保有する目的(カード式)



次に、「統計処理」以外の用途をみると、「利用者が自分の貸出履歴を見たがるため」（過去に借りた本のタイトルを忘れてしまう利用者が多い等）が31.0%（94人）、「貸出記録を一覧にして記念品として贈呈するため」が26.7%（81人）、「多読賞・優良読者の表彰を行うため」が16.5%（50人）、「資料返却後のトラブルに対応するため」12.5%（破損状態がひどい場合に、記録を遡って利用者を特定し、注意する等、38人）、「目的はない」6.6%（20人）¹⁾、「読書指導のための資料として、クラス担任に報告する義務があるため」2.3%（7人）という順序となっており、「通知表に個人別の貸出冊数を記載する欄があるため」は回答なし（0人）という結果となっている。

上位3つの「履歴を見たがる」「記念贈呈」「多読賞」について考えると、学校図書館員を中心とする読書活動の支援、サポートを目的とするものであり、本人のために貸出記録を保有し、利用者自身が活用するというケースとして1つにまとめることができる。一方で、「担任への報告義務」と「通知表に記載義務」については、利用者の読書活動を支援するものではあるが、利用者と学校図書館員の間に、クラス担任などの教員が介在するこ

とが多いため、教育指導を目的として、貸出記録を活用するケースと考えることができる。これらの2つのグループの調査結果を比較すれば分かるように、返却後の貸出記録の用途として挙げられる回答の大半は、利用者本人の読書活動を直接的に学校図書館員が支援することを目的とするものであって、教員による読書指導の資料として貸出記録を利用することを目的とするものは極めて少ない。特に、通知表への貸出冊数の記載については、筆者が在住する沖縄の公立小中学校ではほぼ全ての学校で実施されていたものの、アンケート対象校では全く行われていないという結果となっている。

なお、アンケート調査では、この設問に加えて、「クラス担任による読書指導の資料として、個人別の貸出記録を定期的に報告するという習慣があるか？」という質問を全員に対して行っている（ある場合はその頻度も確認）。その結果をまとめたものが図16（表16）となるが（表14、15と数値が一致しない理由は脚注参照¹²⁾）、読書指導を目的としてクラス担任へと通知されている情報の種類は冊数のみ（分類別冊数を含む）であり、タイトルを含む全ての貸出記録を伝える習慣があるという回答は確認することができなかった。このように、貸出記録を保有する学校図書館であっても、その用途の大半は、本人の読書活動を支援することに限定されて

図16-1 読書指導を目的とする貸出記録の定期的な報告

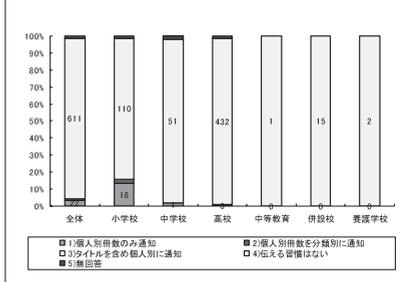


図16-2 読書指導を目的とする貸出記録の定期的な報告

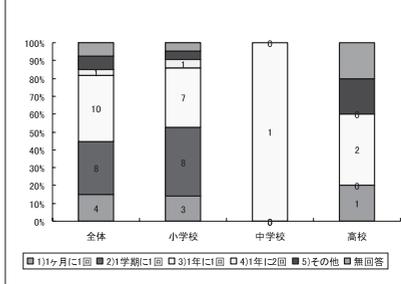


表16-1 読書指導を目的とする貸出記録の定期的な報告（学校別）

N=648

回答	全体	%	小	%	中	%	高	%	中等	%	併設	%	養護	%
1)個人別冊数のみ通知	22	3.4	18	13.5	1	1.9	3	0.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0
2)個人別冊数を分類別に通知	5	0.8	3	2.3	0	0.0	2	0.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0
3)タイトルを含め個人別に通知	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
4)伝える習慣はない	611	94.3	110	82.7	51	96.2	432	97.3	1	100.0	15	100.0	2	100.0
5)無回答	10	1.5	2	1.5	1	1.9	7	1.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	648	100.0	133	100.0	53	100.0	444	100.0	1	100.0	15	100.0	2	100.0

表16-2 読書指導を目的とする貸出記録の定期的な報告回数（学校別）

N=22

回答	全体	%	小	%	中	%	高	%	中等	%	併設	%	養護	%
1)1ヶ月に1回	4	14.8	3	14.3	0	0.0	1	20.0	0	-	0	-	0	-
2)1学期に1回	8	29.6	8	38.1	0	0.0	0	0.0	0	-	0	-	0	-
3)1年に1回	10	37.0	7	33.3	1	100.0	2	40.0	0	-	0	-	0	-
4)1年に2回	1	3.7	1	4.8	0	0.0	0	0.0	0	-	0	-	0	-
5)その他	2	7.4	1	4.8	0	0.0	1	20.0	0	-	0	-	0	-
無回答	2	7.4	1	4.8	0	0.0	1	20.0	0	-	0	-	0	-
合計	27	100.0	21	100.0	1	100.0	5	100.0	-	-	-	-	-	-

おり、クラス担任による教育指導を目的とする場合であっても、貸出記録、特にタイトル情報については、本人以外の第三者に渡してはならないとする考えはかなり広く定着していることが分かるだろう。

3.3.2 学校別・入会状況別傾向

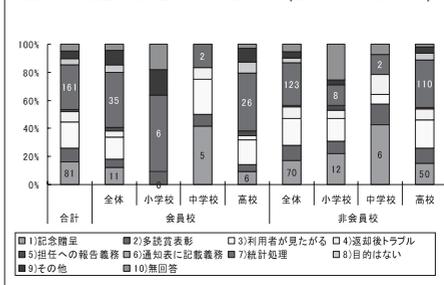
以上の結果を、回答者が勤務する学校別にみても、また違った側面も見えてくる。まず高校の結果をみると、「記念贈呈」や「多読賞の表彰」「本人が見たがる」等の用途が、高くても30%台半ばに止まっているのに対して、「統計処理」だけが60.2%と突出して高い値を示していることが分かる。これに対して、小学校、中学校では、「統計処理」だけが突出して高い比率とはなっておらず、小学校、中学校共に、「記念贈呈」の比率が高くなっていることに気づく。特に、中学校では73.3%と突出しており（小学校では25.5%）、高校とは大きく異なる傾向が確認できるだろう。

さらに、学校図書館問題研究会の入会状況別にこの結果を集計したものが図17、表17である。「統計処理」の割合が突出して高いことについては、会員、非会員の回答とも大きな変化はないのだが（会員51.5%、非会員54.7%）、非会員のグループでは、「記念贈呈」

表17 返却後の貸出記録の用途(入会状況別)

回答	会員		非会員	
	回答数	%	回答数	%
1)記念贈呈	11	17.2	70	29.3
2)多読賞	5	7.8	44	18.4
3)利用者が見たがる	14	21.9	78	32.6
4)返却トラブル	4	6.3	33	13.8
5)担任報告	2	3.1	5	2.1
6)通知表記載	0	0.0	0	0.0
7)統計処理	35	54.7	123	51.5
8)目的なし	5	7.8	15	6.3
9)その他	9	14.1	18	7.5
10)無回答	4	6.3	21	8.8
合計	89	139.1	407	170.3

図17 貸出記録を保有する目的(会員・非会員別)



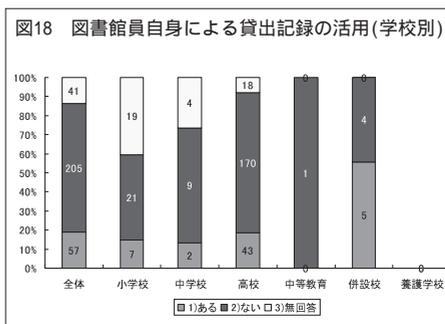
「多読賞の実施」「本人が見たがる」「返却トラブル」といった用途を選択する比率が会員のグループよりも高くなっている。また、会員よりも、1人あたりが選択する項目が多くなっており、1人当たりの平均選択項目数を集計すると、会員については1.39と全体平均(1.68)よりも小さくなっているが、非会員について1.70となっている。会員よりも、非会員の方が、返却後の貸出記録により多くの用途を見出す傾向があることが分かるだろう。

なお、以上の図17、表17には記載していないが、会員のグループにおいて、「統計処理」を選択した35人中31人は、コンピュータ式の学校図書館に勤務しており、その内22人は「統計処理」を単独で選択していることから、返却後も貸出記録を保有していると回答した64名中22人、34.4%はやむを得ない理由で記録を残し、かつ、他の用途では貸出記録を利用していない状況も見えてくる。これに対して、非会員グループについては、コンピュータ式の学校図書館に勤務し、かつ単独で、「統計処理」を選択した学校図書館員は123人中25人に止まっており、その比率は20.3%と会員の選択率よりも低くなっている。

上述のように、調査時期が度初めてであったため、現在の貸出方式については、学校図書館員の意思が反映されていないケースも含まれていると考えられるが、返却後の貸出記録にどのような用途を見出すか、ということは、貸出記録の用途を「資料管理」に限定する貸出五条件への学校図書館員の意識を強く表していると考えることができる。会員グループの方が、「統計処理」を単独選択する比率が高く、さらに、1人当たりの選択項目数が少ないということは、非会員よりも、会員の方が、返却後の貸出記録の取り扱いについてより慎重な態度で臨んでいることを表していると言えるだろう。

3.3.3 図書館サービスにおける用途

アンケート調査では、以上の設問に続いて、貸出記録を返却後も保有していると回答した学校図書館員を対象として、「図書館の日常的な業務の中で、図書館職員自身が利用者個人の貸出記録をチェックすることはありますか?」という質問を行っている。沖縄県において筆者が実施した調査では、貸出記録の返却後の用途として、「(図書館員自身が)貸出履歴をチェックして、読書相談の資料として活用する」「選書の参考にする」といった意見が一部ではあるが確認されている。貸出五条件が返却後の貸出記録の保有とその活用を禁止するものであること



を考えれば、当然、こうした図書館員自身による貸出記録の活用も許されないことになる。貸出記録を、図書館サービスの中で日常的に利用している学校図書館員は存在するのだろうか。

図18と表18はこの調査結果をまとめたものである。設問が複雑であったためか、無回答が多くなってしまったが、全体の18.8% (57名) が図書館員自身による活用の経験が「ある」と回答していることが分かる (無回答を除けば21.8%)。

表18 図書館員自身による貸出記録の活用 (学校別)

N=648

回答	全体	%	小	%	中	%	高	%	中等	%	併設	%	養護	%	計
1) ある	57	18.8	7	14.9	2	13.3	43	18.6	0	0.0	5	55.6	0	-	57
2) ない	205	67.7	21	44.7	9	60.0	170	73.6	1	100.0	4	44.4	0	-	205
3) 無回答	41	13.5	19	40.4	4	26.7	18	7.8	0	0.0	0	0.0	0	-	41
合計	303	100.0	47	100.0	15	100.0	231	100.0	0	0.0	0	0.0	0	-	293

では、「経験がある」と回答した人物は、どのような用途で返却後の貸出記録を活用しているのだろうか。自由記述欄を設け、「個人の読書傾向を把握して、読書相談等の資料にする」を例示して記入を求めたところ、図19-1、表19-1のような結果となった (自由記述を大別して項目ごとに結果をまとめたもの)。この結果からも分かるように、例示した「読書相談資料として活用する」が30人 (52.6%) と最も多く、「貸出状況 (読書状況) の把握」 (10人、17.5%)、「選書の判断基準」 (8人、14.0%)、さらに前の質問でも選択肢となっていた「返却後のトラブル」 (8人、14.0%)、「子どもの内面を把握するため (どの様なことを考えているか知るため)」 (1人、1.8%) がそれに続いていることが分かる。「選書の判断基準」という用途については、個人別に確認しなくとも、可能であると思われるため、誤答の可能性が高いものの、その他の用途については、利用者個人を対象とした読書指導や生活指導など、教育指導を目的とするものである。学校図書館員自身が、そのサービス、または教育指導の中で個人の貸出記録を活用するというケースが少なからず存在することは注目すべき現象であろう。

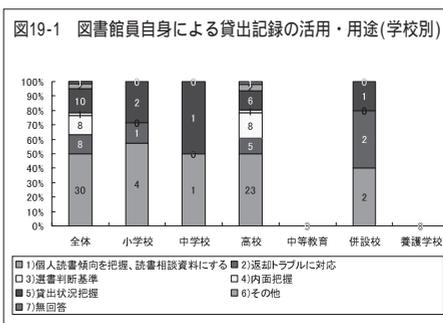


表19-1 図書館員自身による貸出記録の活用 (学校別・複数回答可)

N=57

回答	全体	%	小	%	中	%	高	%	中等	%	併設	%	養護	%	計
1)個人読書傾向を把握、読書相談資料にする	30	52.6	4	57.1	1	50.0	23	53.5	0	-	2	40.0	0	-	30
2)返却トラブルに対応	8	14.0	1	14.3	0	0.0	5	11.6	0	-	2	40.0	0	-	8
3)選書判断基準	8	14.0	0	0.0	0	0.0	8	18.6	0	-	0	0.0	0	-	8
4)内面把握	1	1.8	0	0.0	0	0.0	1	2.3	0	-	0	0.0	0	-	1
5)貸出状況把握	10	17.5	2	28.6	1	50.0	6	14.0	0	-	1	20.0	0	-	10
6)その他	2	3.5	0	0.0	0	0.0	2	4.7	0	-	0	0.0	0	-	2
7)無回答	1	1.8	0	0.0	0	0.0	1	2.3	0	-	0	0.0	0	-	1
経験あり回答数	57	100.0	7	14.9	2	13.3	43	18.6	0	-	5	55.6	0	-	57

この結果について、さらに学校図書館問題研究会の入会状況別に集計したものが、表19-2、図19-2である。学校図書館問題研究会会員の内、9名が返却後の貸出記録を自ら活用した経験が「ある」と回答しており、貸出記録を「保有している」と回答した会員グループの中でみれば、77人中、11.7%を占めることが分かる。この比率そのものは、貸出記録を返却後も保有している

非会員に占める比率よりも低くなっているのだが(272人中48人、17.7%)、会員の中にも、「読書相談資料として活用」「貸出状況(読書状況)の把握」等を目的として返却後の貸出記録を活用している学校図書館員が一部が存在していることもまた事実である。3.3.1で述べたように、返却後の貸出記録をクラス担任による読書指導の資料として活用すること

図19-2 図書館員自身による貸出記録の活用・用途(入会状況別)

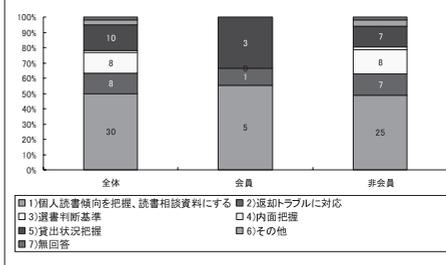


表19-2 図書館員自身による利用の種類 (入会状況別・複数回答可)

N=57

回答	全体	%	会員	%	非会員	%
1) 個人読書傾向を把握、読書相談資料にする	30	52.6	5	55.6	25	52.1
2) 返却トラブルに対応	8	14.0	1	11.1	7	14.6
3) 選書判断基準	8	14.0	0	0.0	8	16.7
4) 内面把握	1	1.8	0	0.0	1	2.1
5) 貸出状況把握	10	17.5	3	33.3	7	14.6
6) その他	2	3.5	0	0.0	2	4.2
7) 無回答	1	1.8	0	0.0	1	2.1
経験あり回答数	57	100.0	9	14.1	48	20.1

については、調査対象とした学校図書館員の中では、否定的な意見が多いことが明らかとなっている。しかし、貸出記録を利用して読書相談等を行う人物が学校図書館員である場合については、一部において許容する雰囲気もまた存在していることが分かるだろう。

4. 教育指導を目的とする貸出記録への要求の有無とその対応

4.1 教育指導目的での貸出記録への要求の有無

繰り返せば、調査対象とした学校図書館では、約半数が貸出記録を返却後も保有している。その中には、「システムログとしてどうしても記録が残ってしまう」、または、「貸出記録を消去すると統計がとれなくなってしまう」といった、不本意ながらも貸出記録が保有されている状況も確認できるのだが、その一方で、「卒業時などの記念贈呈」、「多読賞の実施」、「本人が貸出履歴を見たがる」といった明確な用途の下で貸出記録が活用されている状況も確認することができる。また、多くの回答者は、貸出記録を教育指導目的でクラス担任等に提供することについては否定的な立場をとっているものの、その担当者が学校図書館員であれば、個人の貸出記録を図書館サービスに活用することは許されると考える人物も一部で存在する。このことはつまり、貸出記録を他の教員には見せないことを前提として、本人の読書活動を支援するために、貸出記録を保有して活用してもよいと考えている学校図書館員が一部に存在することを示唆していると思われる。当然ながら、学校図書館問題研究会が定める貸出五条件の5の理念とは異なっているのだが、こうした考えは成り立つのだろうか。

言うまでもなく、貸出記録とは、利用者のプライバシーであると同時に、「個人情報」の一種である。そして、個人情報を保有し続けることには、第三者、または外部への漏洩や目的外利用といった様々なリスクが伴う。漏洩という問題については、今後、コンピュータが学校図書館において普及すれば、カード式の頃のように、貸出カードがむき出しの状態ではカウンターに放置されることはなくなるため、それほど大きな問題にはならなくなると思われる。しかし、司書教諭の配置義務化や読書推進関連法の施行など、学校図書館を取り巻く環境が大きく変化し、学校図書館が管理する貸出記録に対する教育的なニーズが高まっていることを考えれば、目的外利用の問題、つまり、貸出記録を学校図書館が利用者から集める本来の目的とは異なる目的での利用を要求されるという問題は、今後、ますます増加していくと予想されるのである。

貸出記録を他の教員には見せないことを前提とし、「本人の読書活動を支援するであれば、貸出記録を保有して活用してもよい」とする考え方の妥当性を検討するためには、当然、貸出記録をクラス担任等の教員から強く求められた場合であっても、学校図書館員という立場で断ることができるのか、ということを検証しなければならないはずである。

今回のアンケート調査では、以上の問題について考えるために、読書指導、または生活指導など、教育指導を目的として、貸出記録を教員から求められた経験の有無と、求められた際の対応について質問することとした。

まず、読書指導を目的として、クラス担任等から貸出記録を求められた経験について確認してみよう。図20、表20から分かるように、「経験がある」と回答したのは146名、全体の22.5%に止まっており、その比率は決して大きいわけではない。ただし、この結果を学校別に見てみると、高校よりも中学校、中学校よりも小学校の方が、「経験がある」と回答した比率が高まる傾向を示しており、小学校では45.1%と、

半数近くにも達していることが判明する。さらにこの結果を、学校図書館における勤務経験年数別に見ると（図21、表21）、1年目のグループが最も比率が低く、その後、21年～25年目のグループをピークとして増加していく傾向も確認できる。今回のアンケート調査では、回答者の所属学校が高校に偏っていたため（68.5%）、全体で見れば「経験がある」という比率は低くなってしまおうのだが、ある程度の勤務経験を持つ、小中学校図書館の図書館員にとっては決して起こりえないことではない問題ではないと考えられるだろう。

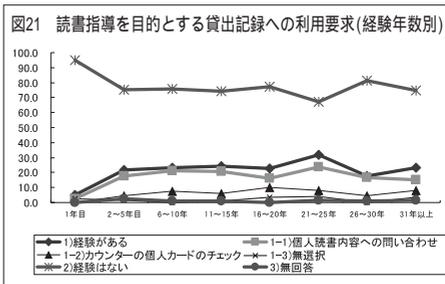
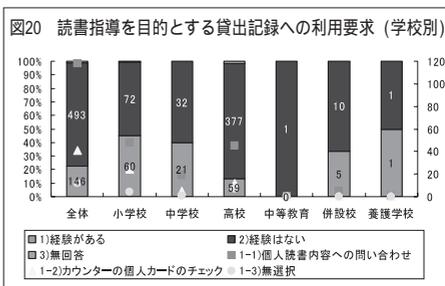


表20 読書指導を目的とする貸出記録への要求（学校別）

N=648

回答	全体	%	小	%	中	%	高	%	中等	%	併設	%	養護	%
1)経験がある	146	22.5	60	45.1	21	39.6	59	13.3	0	0.0	5	33.3	1	50.0
1-1)個人読書内容への問い合わせ	118	18.2	48	36.1	19	35.8	45	10.1	0	0.0	5	33.3	1	50.0
1-2)カウンターの個人カードのチェック	41	6.3	24	18.0	5	9.4	12	2.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1-3)無選択	12	1.9	4	3.0	1	1.9	7	1.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0
2)経験はない	493	76.1	72	54.1	32	60.4	377	84.9	1	100.0	10	66.7	1	50.0
3)無回答	9	1.4	1	0.8	0	0.0	8	1.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	648	100.0	133	100.0	53	100.0	444	100.0	1	100.0	15	100.0	2	100.0

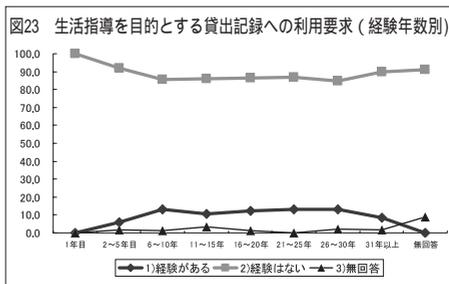
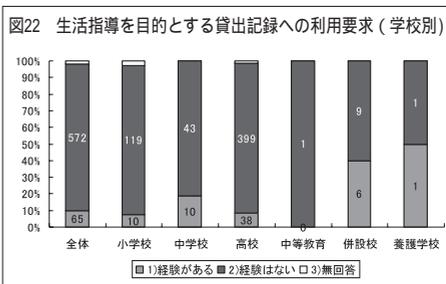
表21 読書指導を目的とする貸出記録への要求（経験年数別）

N=648

回答	全体	%	～1	%	2～5	%	6～10	%	11～15	%
1) 経験がある	146	22.5	2	5.0	25	21.9	21	23.3	21	24.4
1-1) 個人読書内容への問い合わせ	118	18.2	1	2.5	20	17.5	19	21.1	18	20.9
1-2) カウンターの個人カードのチェック	41	6.3	0	0.0	5	4.4	7	7.8	5	5.8
1-3) 無選択	12	1.9	1	2.5	2	1.8	0	0.0	1	1.2
2) 経験はない	493	76.1	38	95.0	86	75.4	68	75.6	64	74.4
3) 無回答	9	1.4	0	0.0	3	2.6	1	1.1	1	1.2
合計	648	100.0	40	100.0	114	100.0	90	100.0	86	100.0
回答	16～20	%	21～25	%	26～30	%	31～	%	無回答	%
1) 経験がある	18	22.5	24	31.6	16	17.6	14	23.3	5	45.5
1-1) 個人読書内容への問い合わせ	13	16.3	18	23.7	15	16.5	9	15.0	5	45.5
1-2) カウンターの個人カードのチェック	8	10.0	6	7.9	4	4.4	5	8.3	1	9.1
1-3) 無選択	3	3.8	3	3.9	0	0.0	2	3.3	0	0.0
2) 経験はない	62	77.5	51	67.1	74	81.3	45	75.0	5	45.5
3) 無回答	0	0.0	1	1.3	1	1.1	1	1.7	1	9.1
合計	80	100.0	76	100.0	91	100.0	60	100.0	11	100.0

次に、生活指導を目的とする貸出記録の利用要求についてみると、「経験がある」という項目を選択した回答者は65人、全体で10.0%と（図22、表22）、読書指導を目的とする要求よりもさらに少ない値を示していることが分かる。この結果を、学校図書館での勤務経験年数とクロスすると、年数が増加するとともにやや経験率も高まるものの（表23、図23）、その増減は読書指導を目的とする場合と比較して半分以下となっている。児童生徒の内面を理解するための資料として貸出記録を求める教員は、現時点ではかなり少ないと言って良いだろう。

なお、この結果を改めて学校別にみると、読書指導の場合とは異なっ



て、中学校が18.9%と最も高く、次いで高校が8.6%、小学校が最も低く7.5%となっていることに気づく。また、「経験がある」と回答した併設校（5校）がほぼ全て中学校と高校の併設校であったことを考えれば（1人のみ校種無回答）、生活指導目的での貸出記録への利用要求は、比較的子どもの内面がつかみやすい小学校よりも、多感な時期にさしかかる中学校、高校において相対的にみて起こりやすい、とも考えることができるだろう。

表22 生活指導を目的とする貸出記録への要求（学校別集計）

N=648

回答	全体	%	小	%	中	%	高	%	中等	%	併設	%	養護	%
1) 経験がある	65	10.0	10	7.5	10	18.9	38	8.6	0	0.0	6	40.0	1	50.0
2) 経験はない	572	88.3	119	89.5	43	81.1	399	89.9	1	100.0	9	60.0	1	50.0
3) 無回答	11	1.7	4	3.0	0	0.0	7	1.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	648	100.0	133	100.0	53	100.0	444	100.0	1	100.0	15	100.0	2	100.0

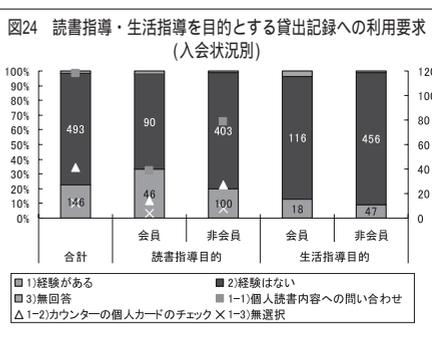
表23 生活指導を目的とする貸出記録への要求（経験年数別）

N=648

回答	全体	%	～1	%	2～5	%	6～10	%	11～15	%
1) 経験がある	65	10.0	0	0.0	7	6.1	12	13.3	9	10.5
2) 経験はない	572	88.3	40	100.0	105	92.1	77	85.6	74	86.0
3) 無回答	11	1.7	0	0.0	2	1.8	1	1.1	3	3.5
合計	648	100.0	40	100.0	114	100.0	90	100.0	86	100.0
回答	16～20	%	21～25	%	26～30	%	31～	%	無回答	%
1) 経験がある	10	12.5	10	13.2	12	13.2	5	8.3	0	0.0
2) 経験はない	69	86.3	66	86.8	77	84.6	54	90.0	10	90.9
3) 無回答	1	1.3	0	0.0	2	2.2	1	1.7	1	9.1
合計	80	100.0	76	100.0	91	100.0	60	100.0	11	100.0

以上の調査結果については、会員非会員別にも集計しているが（図24、表24 1、24 2）、読書指導、生活指導ともに、会員の方が「経験がある」を選択する比率が高まるという傾向を確認することができる。その傾向は特に読書指導目的の場合について顕著であるが、このことは、会員の方がこの設問を敏感に受け止めていることの現れであるとも考えられるのではないだろうか。

例えば、読書指導についての設問では、「経験がある」の例として、「カウンターに置かれた個人カードをクラス担任等の先生がチェックしているのをみかけたことがある」とい



う選択肢を準備しているのだが、日常的にこの行為を問題として認識していなければ、そうした教員の行動を見ても印象や記憶には残らないと考えられる。実は、筆者が事前に行った沖縄県での調査においても、ある小学校において、「クラス担任の先生がやってきて、個人の貸出状況をチェックしているということはありませんか？」と質問した際に、「まったくありません」と回答したそのすぐ直後に、クラス担任がやってきて、当たり前のように（カウンターに置かれている）個人貸出カードをコンピュータに読み取らせ、「この子は借りている、借りていない」と、声を出しながらチェックしている場面に遭遇している。こうした現象を考慮すれば、貸出記録の取り扱いに問題意識をもつ学校図書館員が多いと考えられる会員のグループにて、「経験がある」という選択の比率が高くなっていることは当然の結果であるとも考えられるだろう。また、このことは反対に言えば、アンケートの数値以上に、教育指導目的での貸出記録の要求が寄せられている可能性があることも示唆しているように思われるのである。

表24-1 読書指導を目的とする貸出記録への要求（入会状況別集計）

N=648

回答	全体	比率	会員	比率	非会員	比率
1) 経験がある	146	22.5	46	33.1	100	19.6
1-1) 個人読書内容への問い合わせ	118	18.2	39	28.1	79	15.5
1-2) カウンターの個人カードのチェック	41	6.3	14	10.1	27	5.3
1-3) 無選択	12	1.9	4	2.9	8	1.6
2) 経験はない	493	76.1	90	64.7	403	79.2
3) 無回答	9	1.4	3	2.2	6	1.2
合計	648	100.0	139	100.0	509	100.0

表24-2 生活指導を目的とする貸出記録への要求（入会状況別集計）

N=648

回答	全体	比率	会員	比率	非会員	比率
1) 経験がある	65	10.0	18	12.9	47	9.2
2) 経験はない	572	88.3	116	83.5	456	89.6
3) 無回答	11	1.7	5	3.6	6	1.2
合計	648	100.0	139	100.0	509	100.0

4.2 教育指導目的での貸出記録の要求への対応

アンケート調査では、教育指導目的での貸出記録の開示要求についての経験の有無を聞いた設問に続いて、読書指導、生活指導目的での貸出記録の利用要求について「経験がある」と回答した人物を対象として、貸出記録を求められた場合にどのように対応したのか、という質問を行っている。

まず、読書指導目的の場合の対応をみると、クラス担任等の要求をはっきりと「拒否し

た」「本人に聞いてくださいと対応した」を含む」と回答したのは46人、全体の29.7%であり、残りの7割が何らかの情報を教員に提供したことが明らかとなってくる(図25、表25)。

次に、その内訳を見ると、「タイトルを含む貸出記録を伝えた」と回答した学校図書館員は24人、全体の15.5%とそれほど多くはないが、「読書傾向

のみ伝えた」という回答は70人、全体の45.2%にも上っている。この結果を学校別にみると、高校よりも小中学校の方が完全に「拒否した」という回答が少なくなっており、特に中学校では8.7%と、高校38.7%とは大きな開きがあることが分かる。一般に、小中学校の方が高校よりも学校全体での読書指導への取り組みは熱心であると言われ、1人あたりの年間平均貸出冊数も多い。とすれば、読書指導資料としての利用価値が高まる分、教員の要求も強くなり、そのことが完全に拒否することへの難しさを生み出していると考えてよいのではないだろうか。選択肢として準備していなかった「冊数のみを伝えた」という対応も10人から寄せられたことについても(全体の6.5%)、教員の要望を完全に断ることの難しさが表れていると考えられるだろう。

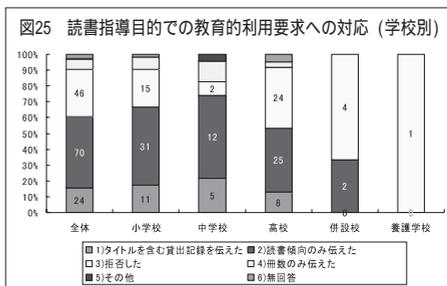


表25 読書指導目的での教育的要求への対応(学校別)

N=146

回答	全体	%	小	%	中	%	高	%	中等	%	併設	%	養護	%
1)タイトルを含む貸出記録を伝えた	24	15.5	11	17.5	5	21.7	8	12.9	0	-	0	0.0	0	0.0
2)読書傾向のみ伝えた	70	45.2	31	49.2	12	52.2	25	40.3	0		2	33.3	0	0.0
3)拒否した	46	29.7	15	23.8	2	8.7	24	38.7	0		4	66.7	1	100.0
4)冊数のみ伝えた	10	6.5	5	7.9	3	13.0	2	3.2	0		0	0.0	0	0.0
5)その他	1	0.6	0	0.0	1	4.3	0	0.0	0		0	0.0	0	0.0
6)無回答	4	2.6	1	1.6	0	0.0	3	4.8	0		0	0.0	0	0.0
合計 ¹³⁾	155	100.0	63	100.0	23	100.0	62	100.0	0		6	100.0	1	100.0

次に、生活指導を目的とする教育的利用要求への対応をみると、回答数が少ないため分析はかなり困難ではあるが、ここでもやはり完全に「拒否した」(「本人に聞いてくださいと対応した」を含む)と回答した学校図書館員は少なく、16人、全体で24.6%となっている(表26、図26)。その内、「タイトルを含む全ての情報を伝えた」という回答は13人、全体の20.0%とそれほど高くはないのだが、タイトルに代わる情報として、利用者個人の読

書傾向や貸出冊数、館内での様子などはクラス担任等へと伝えられてしまっている。読書指導の場合と比べると、「拒否した」という比率はさらに小さくなっており、より難しい選択を迫られている状況が見えてくるだろう。

この結果を学校別にみると、ここでも、学齢が下がるにつれて、「拒否した」という比率が小さくなる傾向がある。

図26から分かるように、高校のグループでは12人、31.6%が「拒否した」と答えているものの、小学校のグループでは「拒否した」という回答は1人もいないという状況になっている。その一方で、「タイトルを含む全ての情報を伝えた」という回答は学齢が低下すると共に増加する傾向にあり、小学校では4人、40.0%にも達している。

この他、自由記述欄には、伝えてはならないと思いつつも、教員と事務職員という立場の違いや教員とその後の人間関係を考慮して、「伝えてしまった」「伝えざるを得なかった」という回答も寄せられている。大半が事務職員として雇用されている学校図書館員の立場では、教員からの要求を完全に退けることが極めて難しいケースもあると考えられるのである。

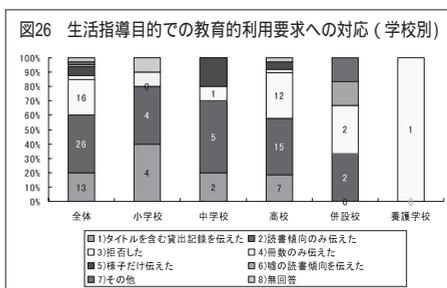


表26 生活指導目的での教育的要求への対応（学校別）

N=65

回答	全体	%	小	%	中	%	高	%	中等	%	併設	%	養護	%
1) タイトルを含む貸出記録を伝えた	13	20.0	4	40.0	2	20.0	7	18.4	0	-	0	0.0	0	0.0
2) 読書傾向のみ伝えた	26	40.0	4	40.0	5	50.0	15	39.5	0	-	2	33.3	0	0.0
3) 拒否した	16	24.6	0	0.0	1	10.0	12	31.6	0	-	2	33.3	1	100.0
4) 冊数のみ伝えた	2	3.1	1	10.0	0	0.0	1	2.6	0	-	0	0.0	0	0.0
5) 様子だけ伝えた	4	6.2	0	0.0	2	20.0	2	5.3	0	-	0	0.0	0	0.0
6) 嘘の読書傾向を伝えた	1	1.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	-	1	16.7	0	0.0
7) その他	1	1.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	-	1	16.7	0	0.0
8) 無回答	2	3.1	1	10.0	0	0.0	1	2.6	0	-	0	0.0	0	0.0
合計 ¹⁾	65	100.0	10	100.0	10	100.0	38	100.0	0	-	6	100.0	1	100.0

以上の結果を、会員・非会員別にみたものが図27 1、27 - 2、表27 1、27 - 2である。読書指導、生活指導、いずれの場合も、会員のグループよりも非会員のグループの方が「拒否した」という回答を選択する比率が低くなっており、教員に対して何らかの情報を

提供していることが見えてくる。

ただし、会員グループの全員が「拒否した」を選択しているわけではなく、読書指導目的の場合では約6割、生活指導目的の場合では約7割が、貸出冊数や読書傾向など、何らかの情報を提供したと回答している。これまで読書の自由や、個人情報、プライバシー保護について学んできた人物であっても、学校図書館という場所では、教員から貸出記録を要求された場合には、それが望ましいことではないと分かりつつも、教員からの要望を完全に断ることができない状況もまた読み取ることができるのではないだろうか。

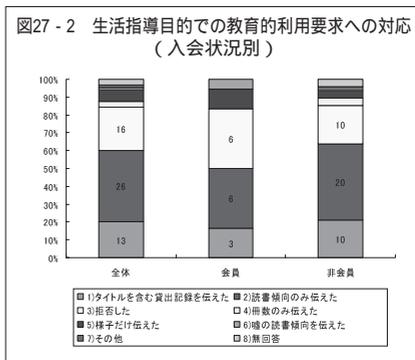
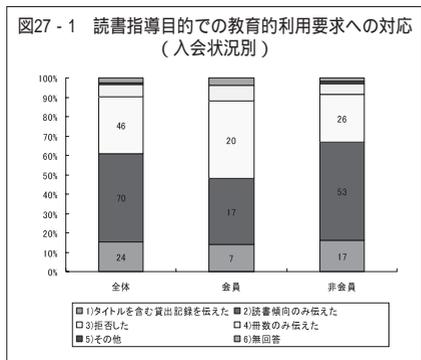


表27-1 読書指導目的での教育的利用要求への対応（入会状況別）

N=155

回答	全体	%	会員	%	非会員	%
1) タイトルを含む貸出記録を伝えた	24	15.5	7	14.0	17	16.2
2) 読書傾向のみ伝えた	70	45.2	17	34.0	53	50.5
3) 拒否した	46	29.7	20	40.0	26	24.8
4) 冊数のみ伝えた	10	6.5	4	8.0	6	5.7
5) その他	1	0.6	0	0.0	1	1.0
6) 無回答	4	2.6	2	4.0	2	1.9
合計	155	100.0	50	100.0	105	100.0

表27-2 生活指導目的での教育的利用要求への対応（入会状況別）

N=65

回答	全体	%	会員	%	非会員	%
1) タイトルを含む貸出記録を伝えた	13	20.0	3	16.7	10	21.3
2) 読書傾向のみ伝えた	26	40.0	6	33.3	20	42.6
3) 拒否した	16	24.6	6	33.3	10	21.3
4) 冊数のみ伝えた	2	3.1	0	0.0	2	4.3
5) 様子だけ伝えた	4	6.2	2	11.1	2	4.3
6) 嘘の読書傾向を伝えた	1	1.5	1	5.6	0	0.0
7) その他	1	1.5	0	0.0	1	2.1
8) 無回答	2	3.1	0	0.0	2	4.3
合計	65	100.0	18	100.0	47	100.0

5. 貸出記録の返却時消去の是非

5.1 貸出記録を返却時に消去する意義

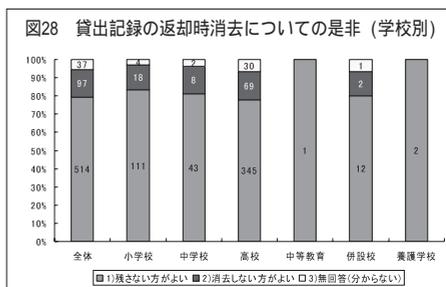
3.の調査結果からも明らかなように、現在のところ、貸出記録を保有する目的として、「クラス担任への報告」や「通知表への貸出冊数の記載」といった用途を挙げる学校図書館員は少ない。しかし、貸出記録を学校図書館内で保有し続ける限り、クラス担任等の教員から、読書指導や生活指導を目的として貸出記録を見せて欲しいと求められる可能性は常に存在することになる。もちろん、貸出中の記録は管理しなければならないため、貸出記録を返却時に消去したとしても、教員から貸出記録を求められる可能性は完全には解消できない。しかし、貸出記録を長期間保有し続けられ、残される記録は単なる貸出に関する記録から、「貸出履歴」へと変化し、さらに、数冊単位の情報では察知しにくい個人の読書傾向や趣味、思想までも推知できるような情報が学校図書館内に残されてしまうことから、その管理リスクは、貸出記録を残さない場合よりも、大きくなってしまわずである。1回単位の貸出記録よりも、貸出履歴の方が、読書指導、生活指導上の利用価値は大きくなることも、教員からの開示要求を高める1つの要素になるだろう。

しかも、4.で紹介したように、教員から教育指導を目的として貸出記録の開示を要求された場合に、その要求を完全に拒否することは現実にはかなり難しいという状況も察知することができる。確かに、返却後の貸出記録には、児童生徒の読書活動の支援や、学校図書館員による読書相談の資料とするなど、様々な用途があると思われるが、こうした難しい問題への対応を迫られることを前提としてもなお、貸出記録は返却後も学校図書館内で保有し続けるべきなのだろうか。

5.2 返却時消去に対する是非

アンケート調査では、以上のような貸出記録を学校図書館が返却後も保有することで生じるリスクを説明するとともに、公共図書館などでは、個人の貸出記録を返却時に消去しても、全体の貸出冊数、男女別統計などのデータは吸い上げることができるシステムを導入していることを伝えた上で、全員を対象として、「貸出記録は返却と同時に消去した方がよいと思いますか？」という質問を行うこととした。その結果を集計したものが、図28、表28である。

まず全体の結果をみると、「返却後



は残さない方がよいと思う」という回答を選択した学校図書館員は514人、全体で79.3%に上っていることが分かる。貸出記録を保有している学校図書館は全体の半数を越えていたが、そうした状況に反して、貸出五条件の5の理念はかなり広く受け入れられている下地が存在することが明らかとなるだろう。この結果について、さらに現在の

貸出記録の保有状況とクロスしたものが、表29、図29である。返却後の記録について「保有していない」と回答したグループでは95.9%が「返却後は残さない方がよいと思う」を選択しており、「システムログとして残ってしまう」と回答したグループでは80.4%、現在、貸出記録を「保有している」と回答したグループについても、63.0%が「残さない方がよいと思う」と回答しており、ここでも貸出五条件の理念に対する肯定的意見が多数を占めていることが分かる。

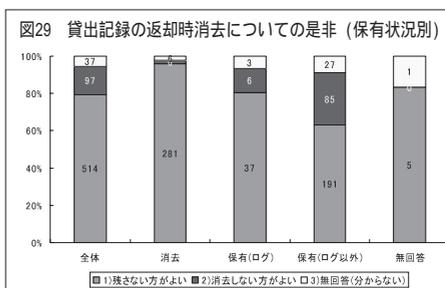


表28 「貸出記録の返却時消去」の是非 (学校別)

N=648

回答	全体	%	小	%	中	%	高	%	中等	%	併設	%	養護	%
1)残さない方がよい	514	79.3	111	83.5	43	81.1	345	77.7	1	100.0	12	80.0	2	100.0
2)消去しない方がよい	97	15.0	18	13.5	8	15.1	69	15.5	0.0	0.0	2	13.3	0	0.0
3)無回答・分からない	37	5.7	4	3.0	2	3.8	30	6.8	0.0	0.0	1	6.7	0	0.0
合計	648	100.0	133	100.0	53	100.0	444	100.0	1	100.0	15	100.0	2	100.0

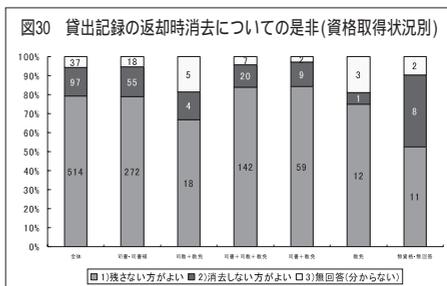
表29 「貸出記録の返却時消去」の是非 (保有状況別)

N=648

選択肢	全体	%	消去	%	保有(ログ)	%	保有(ログ以外)	%	無回答	%
1) 残さない方がよい	514	79.3	281	95.9	37	80.4	191	63.0	5	83.3
2) 消去しない方がよい	97	15.0	6	2.0	6	13.0	85	28.1	0	0.0
3) 無回答・分からない	37	5.7	6	2.0	3	6.5	27	8.9	1	16.7
合計	648	100.0	293	100.0	46	100.0	303	100.0	6	100.0

貸出記録には読書指導や生活指導の資料として、または学校図書館員自身による読書相談資料としての利用価値があることから、アンケートを行う前は、学校図書館員の中でも、

特に教育学を学んだ経験を持つ人物から、返却時消去という考えに対する反対意見が多く寄せられると予測していた。しかし、以上の調査結果を資格取得状況別にみても、無資格者と思われる無回答のグループのみ52.4%と低い値となっているものの、司書・司書補資格だけを保持するグループと、教員免許状を取得しているグループとの間



に大きな差はなく、むしろ司書資格と教員免許状を持つグループが84.3%と最も高い比率を示すという結果となっている。また、司書資格、司書教諭資格を持たない、つまり学校図書館について学んだ経験のない、教員免許状取得者のグループを見ても、「返却時消去」に賛成する比率75.0%となっており、他のグループと比較して著しく低い値になっているわけではない。教育学を学んだ人物だからといって、必ずしも、貸出五条件の5の理念に拒否感、違和感を覚えるわけではないことが分かるだろう。

表30 「貸出記録の返却時消去」の是非 (資格取得状況別)

N=648

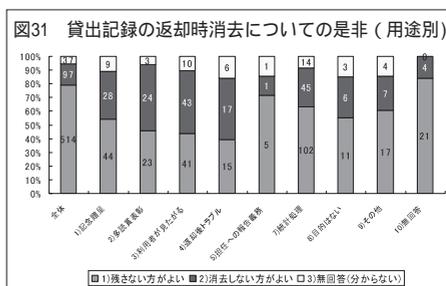
選択肢	全体		司書 司書補		司教+ 教免		司書+ 司教+ 教免		司書+ 教免		教免		無資格・ 無回答	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
1)残さない方がよい	514	79.3	272	78.8	18	66.7	142	84.0	59	84.3	12	75.0	11	52.4
2)消去しない方がよい	97	15.0	55	15.9	4	14.8	20	11.8	9	12.9	1	6.3	8	38.1
3)無回答 (分からない)	37	5.7	18	5.2	5	18.5	7	4.1	2	2.9	3	18.8	2	9.5
合計	648	100.0	345	100.0	27	100.0	169	100.0	70	100.0	16	100.0	21	100.0

5.3 返却時消去に対する否定的意見・疑問

以上の結果から分かるように、「貸出記録は返却時に消去することが望ましい」という貸出五条件の5の理念に対する学校図書館員の評価は非常に高い。こうした結果は、大半が貸出記録の返却時消去について否定的見解を示した沖縄県での調査と比較するとかなり意外なものであったと言えるだろう。

しかしながら、今回のアンケート調査においても、貸出五条件の5の理念に対して、否定的な意見が全く存在しなかったわけではない(97人、15.0%)。図31、表31は、3.3で確認した「返却後の貸出記録の用途」と、返却時消去についての是非をクロスして集計した

ものであるが、「記念贈呈」「担任への報告義務」「統計処理」「目的・用途はない」を選択した回答者については、返却時消去を肯定する比率の方が高いものの、「多読賞の表彰」、「利用者が見たがる」、「返却トラブル（への対応）」を選んだ回答者については、「残さない方がよい」という回答よりも「消去しない方がよい」という回答の比率が



若干ではあるが上まわっていることが分かる。「利用者が見たがる」という意見は、自由記述欄にもいくつか記されており、貸出記録が返却後も残ること、さらに貸出記録を活用して様々な取り組みを行うことに慣れ親しんだ状態を変えることに抵抗を感じる学校図書館員も一部に存在するようである。

表31 「貸出記録の返却時消去」の是非(貸出記録の保有用途別)

N = 648

選択肢	全体	%	1)記念贈呈	%	2)多読賞	%	3)見たがる	%	4)返却トラブル	%	5)担任報告義務
1)返却後は残さない	514	79.3	44	54.3	23	46.0	41	43.6	15	39.5	5
2)消去しない方がよい	97	15.0	28	34.6	24	48.0	43	45.7	17	44.7	1
3)無回答(分らない)	37	5.7	9	11.1	3	6.0	10	10.6	6	15.8	1
合計	648	100.0	81	100.0	50	100.0	94	100.0	38	100.0	7
選択肢	%	6)通知表記載	%	7)統計処理	%	8)目的なし	%	9)その他	%	10)無回答	%
1)返却後は残さない	71.4	0	-	102	63.4	11	55.0	17	60.7	21	84.0
2)消去しない方がよい	14.3	0	-	45	28.0	6	30.0	7	25.0	4	16.0
3)無回答(分らない)	14.3	0	-	14	8.7	3	15.0	4	14.3	0	0.0
合計	100.0	0	-	161	100.0	20	100.0	28	100.0	25	100.0

さらに、以上の結果を、学校図書館問題研究会の入会状況別にみたものが表32、図32である。「残さない方がよい」と回答した会員は全体の87.1%、非会員は77.2%となっており、会員の方が「返却時消去」を肯定する比率が高まっているのだが、ここで注目したいことは、学校図書館問題研究会の会員であるにも関わらず、その全員が「残さない方がよい」とは答えていないということである(12人が「消去しない方がよい」と回答)。自由記述には、「本人が見たがるのに消すのはおかしい」、「(学校図書館員による)読書相談資

料として活用したい」、「学校図書館員は子どもの読書に責任を持つべき」、「学校図書館の個人情報・プライバシー保護は学校職員全体で考えればよい」などの意見が書き込まれており、会員の中でも、共通理解は得られていない様子が見えてくる。

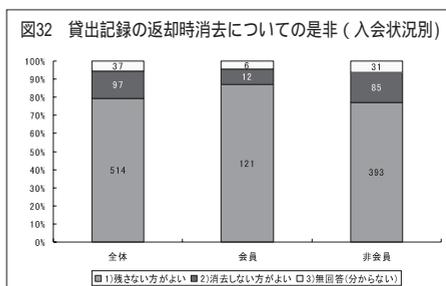


表32 「貸出記録の返却時消去」の是非（入会状況別）

N = 648

選択肢	全体	回答率	会員	比率	非会員	比率
1) 返却後は残さない	514	79.3	121	87.1	393	77.2
2) 消去しない方がよい	97	15.0	12	8.6	85	16.7
3) 無回答(分からない)	37	5.7	6	4.3	31	6.1
合計	648	100.0	139	100.0	509	100.0

なお、アンケート調査では、「貸出記録が返却後も保有されていれば、教育的要求を受けた際に難しい決断を迫られる」ことを理由として、それらのトラブルを回避する手段として、貸出記録を返却時に消去することの是非を問うたのだが、ある会員から「消去さえすれば、トラブル回避できるというのが安易だと思う」という意見が会員の1人から寄せられたことには一考の余地があると言えるだろう。上述のように、返却後に貸出記録を残さないとしても、貸出中の貸出記録は財産管理上、どうしても残さなければならない。また、学校図書館では、他の図書館よりも、図書館員と利用者との距離が近いため、意識せずに個人の読書傾向を記憶していることがあり、貸出記録が消去されたとしても、そうした記憶の中の貸出記録を教員から求められた場合どうするのか、という問題も残ってしまう。こうして考えれば、貸出記録を返却時に消去することは、公共図書館において、トラブルを回避する最適な方法にはなるとしても、学校図書館が直面する問題を全て解決する根本的な方法にはなくなってしまうように思われるのである。

もちろん、根本的な解決策にはならないからと言って、貸出記録を返却後も保有して、そのトラブルの芽をみすみす残すような対応が肯定されるわけではない。しかし、貸出五条件に記された「返却後、個人の記録が残らない貸出方式が望ましい」という理念は、学校図書館における教育的利用要求の問題を全て解決する方法にはならないこともまた事実であろう。消去することで安心するだけでなく、消去してもなお残るリスクに対してどのように対応することができるのか。このことについては、新たな問題提起として、しっか

りと受け止めていかなければならない課題であるだろう。

6. 今後の課題

以上、本稿では、学校図書館問題研究会の貸出五条件の理念、特に「5. 返却後、個人の記録が残らない貸出方式」の実践状況を明らかにするため、学校図書館における貸出記録の管理方法と保有期間について、アンケート調査の結果をもとに分析してきた。繰り返せば、アンケート対象校の過半数は、返却後も貸出記録を一定期間保有し、利用者の読書活動を支援することを前提として活用している様子が明らかとなった。その一方で、クラス担任等の教員から読書指導や生活指導などの教育的な用途で貸出記録の利用を求められるケースも一部の学校図書館において確認されており、貸出記録を返却後も保有し続けることが、児童生徒の貸出記録をプライバシーとして保護し、さらに読書の自由を保障するという役割を果たす上で、大きなリスクになることが明らかとなった。

アンケート調査では、こうしたリスクを考慮してもなお、貸出記録を返却後も保有すべきかと質問したところ、約8割の学校図書館員が、貸出五条件が提唱するように、貸出記録は残さない方がよいと答えている。その中には、現在、貸出記録を返却後も保有し、多読賞や記念贈呈、あるいは図書館員自身が個別の読書相談や選書を行うために参考にするなどの用途で用いている学校図書館員も数多く含まれているが、そうした目的はあくまでも貸出記録が残っているからこそ発生するものであって、それらが貸出記録を残さなければならない目的として強く意識されているわけではないということも分かるだろう。

貸出五条件の5の理念は、現時点では広く普及しているとは言いがたい状況ではあるが、貸出記録を保有することのリスクについての基本的な理解は普及しており、今後、貸出五条件の存在とその意義を伝えていくことで、実践校を増やしていくことは十分に可能であると言えるだろう。

最後に、今回のアンケート調査から見えてきた、いくつかの問題点、疑問点を記しておきたい。第一の問題点は、貸出記録の保有期間を問う質問において、「貸出記録」の捉え方によって、回答が異なってしまったということである。アンケートの回答を集計しながら気がついたことであるが、ある回答者は「貸出記録」を、個人の貸出に関する情報全てと捉えているのに対して、ある回答者は、「タイトル情報部分のみを指す」と解釈しており、その結果、タイトル情報のみを消去し、個人別貸出冊数のみを保有している場合に、そうした状態を貸出記録が返却後も残されていないと解釈する人物が、貸出記録の保有期間を問う質問に対して、「返却時に完全に消去される」という項目を選択した可能性が否定できないのである。筆者としては、「貸出記録」の中には冊数情報も含まれると考えていたため、集計時には他の回答状況から、冊数情報を保有していると判断できるものにつ

いては、「その他」の項目に訂正して集計を行ったのだが、保有期間についての調査結果が正確な値にはなっていない可能性があることは事実である。貸出五条件の5が「個人の記録が残らない貸出方式が望ましい」とだけ記し、冊数情報がここに含まれるかどうか、曖昧な表現がとられていることが解釈の違いを生み出したと考えられるのだが、アンケート項目の不備を反省すると同時に、「貸出記録を残さない」とは、「タイトル情報を消去すること」であり、「貸出冊数は残してもよい」とする解釈は肯定されるのか、しっかりと議論していく必要があるだろう。

また、本論では直接は触れていないのだが、近年の個人情報保護意識の高まりを背景として、本人同意の下で（プライバシー保護に配慮しつつ）、貸出記録を読書案内サービス等に活用する図書館システムの開発も進められていることも気になる¹⁵。学校図書館と同じ教育機関の内部に設置される大学図書館では、貸出記録を返却後も保有し、読書案内などのサービスに活用しようというシステム（「My Library」など）が導入された事例もあるし¹⁶、学校図書館向けのシステム開発の動きも確認されている¹⁷。こうした動きは、明らかに貸出五条件の5の理念と抵触するものであり、本人同意の下で、貸出記録を活用することの是非もまた、今後の大きな検討課題となってくるだろう。

貸出五条件の見直しは、筆者の問題提起を受けて、既に学校図書館問題研究会兵庫支部を中心として、本格的な議論が開始している。本稿がその議論の手がかりとなれば幸いです。（2007年12月8日）

謝 辞

本研究では、アンケート調査の実施において、近畿地方を中心として、各地の学校図書館員の皆様にご協力頂きました。ご多忙中、ご協力頂き、誠にありがとうございます。また、アンケート内容の検討と調査協力校の募集におきましては、学校図書館問題研究会の全国委員の皆様にご多大なるご助言、ご支援を頂きました。特に、学校図書館問題研究会兵庫支部の鈴木啓子様、神奈川支部の高橋恵美子様、学校図書館問題研究会前事務局長の松井正英様には、多くのご助言を賜りました。誌上ではありますが、関係者の皆様にお礼申し上げます。

資料1 アンケート調査用紙

<p style="text-align: center;">学校図書館における貸出記録の取り扱いに関するアンケート調査</p> <p style="text-align: center;">作成： 学園研究方式研究グループ 回答日： 平成 19 年 4 月 7 日 () 月 () 日</p> <p>本アンケートは、学校図書館における貸出記録の管理方法と取り扱い状況を確認するためのものです。調査結果は、学研研究以外の目的には一切使用しません。また、アンケート紙は、学校名・担当者が特定できない方法(匿名化)で回収、管理し、データの集計後はアンケート用紙を全て廃棄いたします。アンケートへの協力、なにとぞよろしくお願いいたします。なお、質問は裏面に印刷されています。ご注意ください。</p> <p>(1) 勤務校に関する基本データとあなたのプロフィールについて 全員にお伺いします。必ずお答えください。()内を記入して下さい。 ※無回答とみなされる場合は回答の大きい学校についてご記入下さい。 ※4月1日現在のデータをご記入下さい。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">Q1 学校の種類</td> <td> <input type="checkbox"/> 小学校 <input type="checkbox"/> 中学校 <input type="checkbox"/> 高校 <input type="checkbox"/> 中等教育学校 <input type="checkbox"/> 併設校(小学校 + 中学校 + 高校) ()をつけて下さい </td> </tr> <tr> <td>Q2 学級数</td> <td>() 学級 () 学級(特種学級を含む) (学年学舎制)</td> </tr> <tr> <td>Q3 職種</td> <td> <input type="checkbox"/> 学校司書(図書企画・振興員) <input type="checkbox"/> 専任司書教諭 <input type="checkbox"/> 図書館司書資格 <input type="checkbox"/> 司書教諭資格 </td> </tr> <tr> <td>Q4 資格・免許取得状況 (複数回答可)</td> <td> <input type="checkbox"/> 図書館司書資格 <input type="checkbox"/> 司書教諭資格 <input type="checkbox"/> 教員免許 (小学校・中学校・高校) ()をつけて下さい </td> </tr> <tr> <td>Q5 学校図書館での勤務活動形態</td> <td>現在、学校図書館勤務 () 月/日</td> </tr> <tr> <td>Q6 学校図書館での勤務活動年数</td> <td>これまで、公共図書館勤務 () 年/大学図書館勤務 () 年/その他の図書館勤務 () 年</td> </tr> <tr> <td>Q7 学校図書館利用者の関係状況</td> <td> <input type="checkbox"/> 会員 <input type="checkbox"/> 非会員 <input type="checkbox"/> 以前、入会していたが、現在は非会員 </td> </tr> <tr> <td>Q8 所属地域</td> <td>() 都道府県</td> </tr> </table> <p>(2) 貸出方式と管理方法について 全員にお伺いします。 図書館資料の貸出サービスの方式についてお伺いします。貸出の方法を教えてください。 ① コンピュータ式 ② カード式 ③ カード式からコンピュータ式へ移行中のため、2つの方式が混在している</p>	Q1 学校の種類	<input type="checkbox"/> 小学校 <input type="checkbox"/> 中学校 <input type="checkbox"/> 高校 <input type="checkbox"/> 中等教育学校 <input type="checkbox"/> 併設校(小学校 + 中学校 + 高校) ()をつけて下さい	Q2 学級数	() 学級 () 学級(特種学級を含む) (学年学舎制)	Q3 職種	<input type="checkbox"/> 学校司書(図書企画・振興員) <input type="checkbox"/> 専任司書教諭 <input type="checkbox"/> 図書館司書資格 <input type="checkbox"/> 司書教諭資格	Q4 資格・免許取得状況 (複数回答可)	<input type="checkbox"/> 図書館司書資格 <input type="checkbox"/> 司書教諭資格 <input type="checkbox"/> 教員免許 (小学校・中学校・高校) ()をつけて下さい	Q5 学校図書館での勤務活動形態	現在、学校図書館勤務 () 月/日	Q6 学校図書館での勤務活動年数	これまで、公共図書館勤務 () 年/大学図書館勤務 () 年/その他の図書館勤務 () 年	Q7 学校図書館利用者の関係状況	<input type="checkbox"/> 会員 <input type="checkbox"/> 非会員 <input type="checkbox"/> 以前、入会していたが、現在は非会員	Q8 所属地域	() 都道府県	<p>() その他 ()</p> <p>全員にお伺いします。 Q10 利用者個人の貸出記録の管理期間を教えてください。 ① 貸出記録は資料返却後、残らない。または、返却時に完全に消去される () ② 貸出記録は資料返却後、残らないようにしたいが、システムログとしてどうしても残ってしまう () ③ 貸出記録は資料返却後、最大1年間、図書館内で管理し、年次処理によって消去・処分される (4月～翌年の3月まで記録が残る) ④ 貸出記録は資料返却後、最大1年間、図書館内で管理し、年度末に利用者から贈呈する(4月～翌年の3月まで記録が残る) ⑤ 貸出記録は利用者の在学期間中、図書館が管理し、利用者が卒業した後、消去、処分する。(卒業後図書館内には残らない) ⑥ 貸出記録は利用者の在学期間中、図書館が管理し、卒業時に記念として、利用者に贈呈する。(卒業後図書館内には残らない) ⑦ 貸出記録は資料返却後も図書館内で管理しているのはなぜですか? (複数回答可) ⑧ 貸出記録は資料返却後も残されているが、管理期間はよく分からない・把握していない () () その他 ()</p> <p>Q10で、③～⑦の返却後も貸出記録が図書館内に残されていると回答された方にお伺いします。 Q11 プライバシー・個人情報保護の考えでは、貸出記録は、外漏漏洩の目的外利用を避けるため、不要になった時点で消去することが望ましいと言われています。貸出記録や資料が処理された後も図書館内で管理しているのはなぜですか? (複数回答可) ① 卒業時に、在学の貸出記録を一覧にして、記念品として贈呈するため ② 多読者・優良読者の表彰を行うため ③ 利用者で、自分の貸出履歴を見たいが、過去に借りた本のタイトルを忘れてしまう利用者が多い等 ④ 資料返却後のトラブルに対応するため (借読履歴がほしい場合に、記録をさかのぼって利用者を特定し、注意する等) ⑤ 読書指導のための資料として、クラス担任に報告する義務があるため ⑥ 通知表に個人の貸出冊数を記載する欄があるため</p> <p style="text-align: right;">裏面に続きです 2</p>
Q1 学校の種類	<input type="checkbox"/> 小学校 <input type="checkbox"/> 中学校 <input type="checkbox"/> 高校 <input type="checkbox"/> 中等教育学校 <input type="checkbox"/> 併設校(小学校 + 中学校 + 高校) ()をつけて下さい																
Q2 学級数	() 学級 () 学級(特種学級を含む) (学年学舎制)																
Q3 職種	<input type="checkbox"/> 学校司書(図書企画・振興員) <input type="checkbox"/> 専任司書教諭 <input type="checkbox"/> 図書館司書資格 <input type="checkbox"/> 司書教諭資格																
Q4 資格・免許取得状況 (複数回答可)	<input type="checkbox"/> 図書館司書資格 <input type="checkbox"/> 司書教諭資格 <input type="checkbox"/> 教員免許 (小学校・中学校・高校) ()をつけて下さい																
Q5 学校図書館での勤務活動形態	現在、学校図書館勤務 () 月/日																
Q6 学校図書館での勤務活動年数	これまで、公共図書館勤務 () 年/大学図書館勤務 () 年/その他の図書館勤務 () 年																
Q7 学校図書館利用者の関係状況	<input type="checkbox"/> 会員 <input type="checkbox"/> 非会員 <input type="checkbox"/> 以前、入会していたが、現在は非会員																
Q8 所属地域	() 都道府県																
<p>⑦ 統計のため (個人の貸出履歴を消去すると、学別、クラス別など全体の貸出統計がとれなくなってしまいます)</p> <p>⑧ 物ははっきりとした目的・用途はない</p> <p>() その他 ()</p> <p>Q10で、③～⑦の返却後も貸出記録を図書館内に残しているとお答えされた方にお伺いします。 Q12 図書館の日常的な業務の中で、図書館職員自身利用者の貸出記録をチェックすることはありますか? ① ない ② ある (それぞれどのような場合ですか? 空欄に具体的に記入してください) <例> 個人の読書傾向を把握して、読書相談等の資料とするため</p> <p>()</p> <p>③ 読書指導を目的とした貸出記録の利用について 全員にお伺いします。 Q13 「図書館の自由に関する宣言」(日本図書館協会)によると、個人の貸出記録は、プライバシー、個人情報として保護しなければならない、とされています。しかし、一部の学校図書館において、読書指導の資料として、個人別の貸出記録を定期的にクラス担任の先生に伝えるという現状が確認されています。貸出記録の利用状況について教えてください。</p> <p>① 個人の貸出冊数を、定期的にクラス担任に伝えている。(タイトルは含まない) ② 個人の貸出冊数を分学期に届け出て、定期的にクラス担任に伝えている。(タイトルは含まないが、分学期別の貸出冊数を併せて伝えている) ③ タイトルを含む個人の貸出記録を、定期的にクラス担任に伝えている ④ 個人の貸出記録を、定期的にクラス担任に伝える習慣はない ()</p> <p>Q13で、①、②、③定期的に届け出ていると回答された方にお伺いします。 ① 貸出記録をクラス担任に届け出する頻度を教えてください。 ① 1月1回 ② 1学期間に1回 ③ 1学期に () 回 ④ その他 ()</p>	<p>全員にお伺いします。 Q14 児童生徒一人ひとりの読書内容を把握し、的確な指導を行うためには、単独だけでなく、何となく読んだか、という情報が必要になると思われます。一部の学校図書館では、読書指導に熱心な先生から、「〇〇君が借りているの知っていますか?」「読書ばかり借りていませんか?」といった問い合わせを受けことがあるそうです。また、カード式の学校図書館では、クラス担任や国語科教師などがクラスの児童の個人カードを定期的に確認するという風景もよくある、と報告されています。これまでに、読書指導を目的として、個人の貸出記録を伝えて欲しい、と要望された経験はありますか? ① 経験がある ()をつけてください (複数回答可) 1-① 個人の読書内容についての問い合わせを受けたことがある 1-② カウンターに置かれた個人カードをクラス担任等の先生がチェックしているのを見たことがある ② 経験はない ()</p> <p>Q15で、①経験がある、と回答された方にお伺いします。 Q16 読書指導を目的として、クラス担任や国語科教師などから個人の貸出記録を伝えて欲しい、と要望された場合、どのように対応しましたか? (複数回答可) ① タイトルを含む貸出記録を伝えた ② 具体的なタイトルは伏せ、読書傾向のみ伝えた <例>「理科の本が多いです」 ③ 拒否した ④ その他 ()</p> <p>全員にお伺いします。 読書指導を目的として、読書指導を目的として、クラス担任等から、個人の貸出記録(タイトル)を含む読書指導の資料として、貸出記録を定期的にクラス担任等に伝えることについて ① 完全に伝えない場合は、貸し返しの際に注意を促す、異なる部分について「?」その他としてご記入下さい。また、ご意見があれば、8)にご記入ください。 ② 児童生徒の情報を教員と共有し、教育指導に利用することは当然のことであり、貸出記録(タイトル)を含む読書指導の資料として伝えるべきだと思う ③ 伝えるのはよくないと思うが、図書館職員、学校内に一人しか配置されていない場合が多く、立場が弱いため、強く求められたら、貸出記録(タイトル)を提供する ④ 伝えるのはよくないと思うが、学校図書館職員は、学校内に一人しか配置されていない場合が多く、立場が弱いため、強く求められたら、貸出記録(タイトル)を提供する</p>																

<p>ざるをえないと思う</p> <p>④ 他人に知られるのが恥ずかしいような本については、子どもたちは学校図書館では借りずに、箱内で読んでおり、実際には、クラス担任に伝えてもそれほど問題はないので、貸出記録タイトルを含むのを伝えてもよいと思う</p> <p>⑤ 具体的なタイトルが書けるだけ伝えず、読書傾向のみを伝えるべきだと思う</p> <p>⑥ タイトル、読書傾向を問わず、どのような理由があっても、貸出記録は一切、伝えてはならないと思う</p> <p>⑦ その他 ()</p> <p>8) ご意見 ()</p> <p>④ 児童生徒理解を目的とした貸出記録の利用について 全員にお知らせします</p> <p>Q18 貸出記録は、個人の興味関心が反映されます。よって、その利用者が何を考えているか、何に興味があるか、ということを知るための手がかりとなると考えられますが、児童理解、生徒の面を理解することを目的として、クラス担任等の先生から、貸出記録を貸したい、と言われたことはありますか?</p> <p>① 経験がある(何回かのようなケースですか? 趣向に具体的に記入してください)</p> <p>② 経験はない 【補足】</p> <p><例>「最近、〇〇君の借りがよっとおもしろいのです。何か強みのある本を読んでほしいですね。」(連絡帳の資料にしたいので、クラス委員の貸出記録を見てください) <経緯がある(具体的に)> ()</p> <p>Q19 で、1)経験がある、と回答された方にお知らせします</p> <p>Q19 児童・生徒理解を目的として、個人の貸出記録を教えてください、と要望された場合、どのように対応しましたか?</p> <p>① タイトルを含む貸出記録を伝えた</p>	<p>② 読書傾向のみ伝えた(具体的なタイトルは伏せた) <例>「宗教の本が好きみたいですよ」</p> <p>③ 拒否した</p> <p>④ その他 ()</p> <p>【全員にお知らせします】</p> <p>Q20 今後、もし、児童・生徒理解を目的として、クラス担任の先生等から、個人の貸出記録タイトルを含む【補足】を貸されたら、どのように対応するのがよいと思えますか? 選択肢 1)~6)に完全に一致するものがない場合は、最も近い選択肢に△をつけ、異なる部分について「7) その他」としてご記入下さい。また、ご意見があれば、8)にご記入下さい。</p> <p>① 児童生徒の情報を教員と共有し、教育指導に利用することは学校では当然のことであり、貸出記録タイトルを含むを積極的に伝えるべきだと思う</p> <p>② 伝えるのはよくないと思うが、職員構成上、学校図書館では、公共図書館のように、他人に知られることと取り手がけがよいような本を置いていないので、貸出記録タイトルを含むを伝えても教員側問題にならないと思う</p> <p>③ 伝えるのはよくないと思うが、学校図書館職員は、学校内に一人しか配置されていない場合が多く、立場が弱いため、強く求められたら、貸出記録(タイトル)を積極的伝えるべきだと思う</p> <p>④ 他人に知られるのが恥ずかしいような本については、子どもたちは学校図書館では借りずに、箱内で読んでおり、実際には、クラス担任に伝えてもそれほど問題はないので、貸出記録タイトルを含むのを伝えてもよいと思う</p> <p>⑤ 具体的なタイトルが書けるだけ伝えず、読書傾向のみを伝えるべきだと思う</p> <p>⑥ タイトル、読書傾向を問わず、どのような理由があっても、貸出記録は一切、伝えてはならないと思う</p> <p>⑦ その他 ()</p> <p>8) ご意見 ()</p> <p style="text-align: right;">裏面に続きませう 6</p>
<p>【全員にお知らせします】</p> <p>Q21 学校図書館内で、心配な読書傾向を持つ利用者をたまたま見つけた場合、あるいは他校から来た場合、学校図書館職員として、どのように対応するのがよいと思えますか? 選択肢に完全に一致するものがない場合は、最も近い選択肢に△をつけ、異なる部分について④～⑥)としてご記入下さい。また、ご意見があれば、趣向に記入ください。 <例>性感染症の予防策が書かれた本を複数に読んでいた。家庭内暴力に関する本ばかりを借りて帰る。1いじめられた時に読む本を熱心に読んでいた。戦争関係の写真集ばかり読んでいた。など</p> <p>① 個人の読書に関するプライバシーは保護すべきなので、何にもしないう干渉しない</p> <p>② 放ってほしくないのですが、クラス担任、養護教員等に相談する</p> <p>③ その他 ()</p> <p>【全員にお知らせします】</p> <p>Q22 貸出記録は、図書館内に残されている限り、読書指導や児童・生徒理解のための資料として活用される可能性があります。クラス担任等からタイトルを含む貸出記録を求められた場合は、学校図書館職員は、貸出記録をクラス担任へ提供するかどうかが、という難しい判断を迫られます。学校図書館では、こうした判断に支障するため、返却と同時に貸出記録を消去し、返却後の機会に対しては、「貸出記録は残っていないので、答えられません。直接本人に聞いてください」という対応をとっています。学校図書館では、貸出記録を返却と同時に消去しないところもありますが、以上のような問題をふまえて考えた場合、貸出記録は返却と同時に消去した方がよいと思いませんか? なお、公共図書館では、個人の貸出記録を返却時に消去しても、全体の貸出冊数、男女別読書などのデータは残っていることができるシステムを導入しています。</p> <p>① 公共図書館と同様ように、返却後は書きかえ(返却時に消去した)方がよいと思う</p> <p>② 消去しない方がよいと思う (理由を記入してください)</p> <p>()</p> <p>【全員にお知らせします】</p> <p>Q24 学校図書館問題研究会では、1990年に「のぞましい貸出方式が備えるべき5つの条件」という指針を公表し、その中で、①貸出記録がプライバシーであること、②教育的な用途であっても利用してはならないこと、③返却後、記録が残らない貸出方式が望ましいことなどを提案しています。この指針をご存じでしたか? (詳しくは同封資料をご覧ください)</p> <p>① 知っていた</p> <p>② 知らなかった</p> <p style="text-align: right;">ご協力ありがとうございました 8</p>	<p>⑤) その他 【全員にお知らせします】</p> <p>Q23 貸出記録の返却の扱いについて、個人情報、プライバシー保護上、気を付けていることはいらっしゃいますか? 【補足(指針)】</p> <p>① 返却前の間に、督促票を直接本人に渡し、督促票にタイトルを書かない、タイトル部分を内側に折ってからクラス担任に渡し、など本人以外にはタイトルが伝わらないよう配慮している</p> <p>② 予約リクエストの通知の際に、連絡票を直接本人に渡し、連絡票にタイトルを書かない、タイトル部分を内側に折ってからクラス担任に渡し、など本人以外にはタイトルが伝わらないよう配慮している</p> <p>③ 図書館員(児童・生徒)には貸出業務を担当させていない</p> <p>④ 図書館委員会(児童・生徒)に貸出業務の一部に任せているが、事前に貸出記録がプライバシーであること、利用者の貸出記録を無断で知ろうとしてはいけないこと、個人の読書内容についてわざわざ話をしないことなど伝えている</p> <p>⑤ 図書館サロケーションや図書館祭り等を通じて、児童生徒全体に、貸出記録がプライバシーであること、他人の貸出記録を無断で知ろうとしてはいけないことなどを伝えている</p> <p>⑥ 職員会議等で、他の教職員に対して、貸出記録がプライバシーであること、児童生徒個人の貸出記録を無断で知ろうとしてはいけないことなどを伝えている</p> <p>⑦ 特に何もしていない</p> <p>⑧ その他 ()</p> <p>【全員にお知らせします】</p> <p>Q24 学校図書館問題研究会では、1990年に「のぞましい貸出方式が備えるべき5つの条件」という指針を公表し、その中で、①貸出記録がプライバシーであること、②教育的な用途であっても利用してはならないこと、③返却後、記録が残らない貸出方式が望ましいことなどを提案しています。この指針をご存じでしたか? (詳しくは同封資料をご覧ください)</p> <p>① 知っていた</p> <p>② 知らなかった</p> <p style="text-align: right;">ご協力ありがとうございました 8</p>

脚注

¹ 拙著「学校図書館における貸出記録の管理方法に関する調査 - 「貸出記録の返却時消去」をめぐる問題を中心に」『沖縄国際大学日本語日本文学研究』第12巻第2号, 2008.3, pp.13-38

² 「のぞましい貸出方式が備えるべき五つの条件」の成立経緯については、拙著「学校図書館と「読書の自由」 - 学校図書館問題研究会「望ましい貸出方式が備えるべき五つの条件」の再検討」『沖縄国際大学日本語日本文学研究』第12巻第2号, 2008.3, pp.1-26参照)

³ 例えば、「IPA : 2007年度第1期「未踏コース」」にて、「本の向こうに誰かが見える 利用者の“つながり”を創る、次世代図書館情報システム」が採択されている。(詳しくは<http://www.shizuku.ac>参照)

⁴ 資料2の通り、アンケート調査では、貸出記録の管理、保有期間に関する質問の他にも、学校図書館におけるプライバシー、個人情報保護に関する質問をいくつか行っている。本稿は、貸出五条件(の5)の理念の実践状況を把握することを目的とするため、これらの調査結果については別稿にまとめる予定である。

⁵ 討議の結果は、拙著「学校図書館における個人情報・プライバシー保護」『学校図書館問題研究会第5回研究集会「図書館の自由」を考えよう! 記録』2007.4, pp.34-72参照。

⁶ 神奈川県のみ、関係者の要望により締め切りを2007年6月22日としている。

⁷ 中等教育学校、併設校、養護学校は数が少なく、学校が特定される恐れがあるため、「その他」として1つにまとめて集計した。

⁸ 欄外に「実習助手」という付記があった1名については、ここでは「その他」として集計している。

⁹ 会員数には「支部会員」という付記が添えられていた回答者2名も含めている。

¹⁰ 自由記述欄にてそのことを指摘する意見もあった。

¹¹ 20人「も」特に用途もないのに残っていると読むこともできるが、異動が頻繁な学校図書館では、前任者の方式を引き継いだものの、個人的には用途がないと考えている人物も含まれていると考えられ、一概に、この数値を評価することは難しいだろう。

¹² 表16では、「クラス担任に通知する習慣がある」という回答は全体で27人(4.2%)に上っており、表14~15において「読書指導のための資料として、クラス担任に報告する義務があるため」を選択した回答者の数よりも20人増加している(2.3%、7人)。その理由としては、この20人の中には、返却後の用途として、「多読賞の実施」や「記念贈呈」を選択した回答者(8人)が含まれており、これらの行事の実施が図書館主催ではなく、クラス担任を経由して行われているため、こうした結果になったと可能性があると思われる。残りの回答者については、上述のように、保有期間について確認した設問において、「タイトルは返却時に消去されるが、冊数のみが残る」と注記していた人物であり、アンケート用紙では「返却時に完全に消去」という選択肢が選ばれていたものの、冊数情報を保有することもまた、貸出記録を保有していることには変わりはないことから、選択肢を「その他」に変更して集計を行ったという経緯がある。返却後の貸出記録の用途については、記録を保有していると回答した人物に対してのみ行っているため、調査結果に一部、不整合が生じたと考えられる。

¹³ 過去の経験が複数あり、それぞれ対応が異なる場合は、複数の項目が選択されていたため、合計数は経験者の数には一致しない。

¹⁴ 表25とは異なり、複数回答がなかったため、経験があるという回答数と合計が一致している。4) ~ 6)は選択肢にはない項目をまとめたもの。

¹⁵ 詳しくは、拙著「学校図書館における貸出記録の取り扱いに関する調査 - 全国(抽出)アンケート調査に基づく「貸出五条件の5」の再検討」『学図研ニュース』No.264, 2008.2.1, pp.2-9参照

¹⁶ サービス内容の詳細は不明だが、NTTデータ九州が作る図書館システム「NALIS」(My Library機能を搭載)の導入実績は大学図書館で50館となっている。(http://www.livesolutions.info/nalis/intro/index.html, 2007年12月8日確認)

¹⁷ 脚注3参照